

◆「令和6年度全国職業訓練実施計画(案)」で示された全国ルールを踏まえた上で、以下により、地域の実情に応じた計画の策定を行う。

① ニーズ調査等を踏まえた、訓練コース・分野の設定

＜求職者支援訓練＞

- 求職者の全年齢層で「ビジネスマナーやPCの基礎」が高く、求人事業所においては「ビジネスマナーやPCの基礎」に加え、「事務系(簿記・会計等)」のニーズが高いことから、前年同等の割合に設定。
- デジタル化対応の重要性や人材育成、地域における人材不足が課題とされている「デジタル系」及び「介護・医療・福祉分野」については下限割合を設定し、前年度実績等を考慮したうえで、総合的に計画の策定を行う。

＜委託訓練＞

- 地域において人材が不足している「介護・医療・福祉分野」について、前年度と同数の訓練コースを設定する。

＜施設内訓練＞

- 離転職者を対象に、ものづくり分野(建設業・製造業等)における訓練を実施する。
- 機械分野は設計・加工・保全について、電気分野は工事施工・自動化制御について、設備分野は空調・給排水・防災設備保全について、建築分野は計画・製図・施工に関する訓練を行う。
- ものづくりの現場で活用の始まっているDX技術を訓練に取り入れることを検討する。

② 訓練コースの充足率向上に向けた取り組み

- 訓練コースの設定に当たり、特に分野や時期の重複を避けるための検討・取り組みの強化を図っていく。
- 実施地域における、応募者数の実績等を踏まえた分野やコース設定、並びに、訓練実施機関の確保を行い、充足率の向上を図っていく。

③ 公的職業訓練の実施方針

- 国家資格等を取得し正社員での就職を目指す長期高度人材育成コースの設定、及び就職支援を実施する。
- 介護・福祉分野における人材確保を支援するため、介護訓練を引き続き設定することにより人材育成を図るとともに、関係機関と連携し、介護の魅力発信等を図っていく。
- デジタル化の進展に対応するため、デジタル分野の訓練コースの実施を推進する。
- デジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用することは、全ての労働者に求められることであるため、デジタル分野以外の訓練についてもデジタルリテラシーに関する内容を訓練に盛り込むことを検討する。
- 受講者の多様な環境に対応するため、託児サービス利用可能な職業訓練や在職者等の主体的な能力開発を支援する教育訓練給付制度等があることについて広く周知を図る。
- 就職率向上のため、訓練修了生を対象とする求人の確保や、公的職業訓練受講者のうち、修了1か月前時点で未内定者に対する就職に向けた支援を強化し実施する。

令和6年度宮崎県職業訓練実施計画の策定に向けた方針

令和5年度計画と同程度の規模で人材を育成

令和5年度第1回宮崎県地域職業能力
開発促進協議会(R5.11.20)資料6

実施状況 の分析

応募倍率が低く、就職率が高い分野
(令和4年度実績に該当する訓練分野⇒「介護・医療・福祉分野」)

【委託訓練】令和4年度の応募倍率は88.0% (R3年86.9%)
と若干の改善傾向。就職率92.6%も前年(89.7%)より向上。
【求職者支援訓練】令和4年度は応募倍率(49.5%)・就職率
(58.3%)ともに低下。(R3年応募率57.2%、就職率84.2%)

応募倍率が高く、就職率が低い分野
(令和4年度実績に該当する訓練分野⇒「IT分野」
「デザイン分野」)

【委託訓練】令和4年度デザイン分野の就職率は73.5%に改善。
(R3年63.2%) 応募倍率はIT分野91.7%で前年(94.4%)比に
て若干の低下。デザイン分野(R3年195.0%)も同様に低下
しているが、依然として高倍率(127.5%)にて推移。
【求職者支援訓練】令和4年度の就職率はデザイン分野で低下
(R3年81.0%⇒R4年67.8%)。応募倍率もやや低下傾向にある
が、IT・デザイン分野のいずれも1倍を上回る状況。

A 一部改善もみられるが、応募倍率は他の分野と比較して低調。改善の取り組みとして、求職者の率直な意見の収集と結果の共有を行う必要があるものと思われる。そのうえで、継続的な改善の取り組みが必要。

B 高い応募倍率を維持している、IT分野、デザイン分野については一層の設定促進について検討が必要。

C 他方で、就職率が低いことから、求人ニーズに即した人材育成につなげるための訓練内容の検討も必要。

D 受講希望者のニーズに沿った適切な訓練を勧奨できるようハローワーク窓口職員の職業訓練知識の向上の一環として、訓練実施施設の事前説明会・見学会の機会確保とあわせ、訓練生の就職機会の拡大の取り組みとして、訓練修了者歓迎求人等の確保推進の取組が必要。

計画と実績 の乖離

委託訓練の計画数と実績は乖離。
さらに令和4年度は委託訓練受講者が減少。

E 効果的な周知広報の検討、開講時期の調整等、受講者数増加のための取組についての検討が必要。

人材ニーズを踏 まえた設定

デジタル人材が質・量とも不足、都市圏偏在が課題。(デジタル田園都市国家構想総合戦略)

F 職業訓練のデジタル分野への重点化を進め、一層の設定促進が必要。

令和5年度 第2回

宮崎県地域職業能力開発促進協議会 資料2

「令和6年度における宮崎県地域職業訓練実施計画（案）」に係る訓練分野・実施地域ごとの定員等について

- 求職者支援訓練に関する方針(案) P1 ~ 3
- 公共職業訓練(宮崎県実施分)に関する方針(案) P4 ~ 7
 - ・委託訓練 (P4~5)
 - ・在職者訓練、施設内訓練(学卒)(P6)
 - ・障害者訓練(P7)
- 公共職業訓練((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構実施分)に関する方針(案) P8 ~ 10



求職者支援訓練に関する方針（案）

①全体

（１）訓練実施規模、分野及び地域について

1. 令和6年度の訓練認定規模は上限995人となる見込み。（前年度比-18.8%）
2. 令和6年度においても、地域ニーズ枠として、農業分野・観光分野の設定を行う。

令和５年度計画 1,226人

- 基礎コース 40% 490人(県央:37%、県北:18%、県西:18%、県南:8%、全県:18%)
- 実践コース 60% 736人
- ・うち営業、販売、事務系 22% 160人(県央:44%、県北:28%、県西:28%)
- ・うち医療事務系 7% 52人(県央:48%、県北:29%、県西:23%)
- ・うち介護系 20% 147人(県央:59%、県北:20%、県西:20%)
- ・うちデジタル系 29% 215人(全県)
- (うち情報系 10% 75人(全県))
- (うちWEBデザイン系 19% 140人(全県))
- ・うちその他 18% 132人(県央:66%、県北:23%、県西:11%)
- ・うちその他(農業分野) 2% 15人(全県)
- ・うちその他(観光分野) 2% 15人(全県)

	計	県央地域	県北地域	県西地域	県南地域
基礎コース (優先設定定員枠)	490	180	90	90	40
基礎コース (全県地域定員枠)		90			
実践コース	736	269	120	102	—
営業・販売・事務系	160	70	45	45	—
医療事務系	52	25	15	12	—
介護系	147	87	30	30	—
デジタル系	215	215			
情報系	75	75			
WEBデザイン系	140	140			
その他	132	87	30	15	—
その他 (うち農業分野)	15	15			
その他 (うち観光分野)	15	15			

令和６年度計画（案） 995人

- 基礎コース 30% 300人(県央:35%、県北:18%、県西:18%、県南:10%、全県:19%)
- 実践コース 70% 695人
- ・うち営業、販売、事務系 22% 156人(県央:45%、県北:29%、県西:26%)
- ・うち医療事務系 9% 60人(県央:50%、県北:25%、県西:25%)
- ・うち介護系 20% 139人(県央:61%、県北:19%、県西:19%)
- ・うちデジタル系 30% 210人(全県)
- (うち情報系 13% 90人(全県))
- (うちWEBデザイン系 17% 120人(全県))
- ・うちその他 14% 100人(全県)
- ・うちその他 地域ニーズ枠
 (農業分野・観光分野) 4% 30人(全県)

	計	県央地域	県北地域	県西地域	県南地域
基礎コース (優先設定定員枠)	300	105	54	54	30
基礎コース (全県地域定員枠)		57			
実践コース	695	185	87	83	—
営業・販売・事務系	156	70	45	41	—
医療事務系	60	30	15	15	—
介護系	139	85	27	27	—
デジタル系	210	210			
情報系	90	90			
WEBデザイン系	120	120			
その他 (うち上記以外の分野)	100	100			
地域ニーズ枠 (うち農業、観光分野)	30	30			

※四捨五入による端数処理のため割合の合計が100%にならないことがある

求職者支援訓練に関する方針（案）

②設定のポイント

訓練コース・分野 ◆は中央協議会で示された方針	割合の方向性 対前年との設定比較			設定のポイント等	実績 【速報値】	
					4年度	5年度 ※
基礎コース ◆実践との割合 30%程度 ◆適用就職率目標 58%	令和5年度 40% 490人 令和6年度 30% 300人			・ニーズ調査、効果検証ヒアリングにおいて、求職者・企業ともにビジネスマナーやPC基礎を求める声が多い。	・充足率：78.5% ・就職率：68.0%	・充足率：73.1% ・就職率：61.8%
実践コース ◆基礎との割合 70%程度 ◆適用就職率目標 63%	令和5年度 60% 736人 令和6年度 70% 695人				・充足率：76.8% ・就職率：70.0%	・充足率：86.3% ・就職率：70.5%
デジタル系 ◆30%程度（下限）	令和5年度 29% 215人 令和6年度 30% 210人			・職業訓練でのデジタル人材育成を重視。	(・充足率：97.2%) (・就職率：69.5%)	(・充足率：94.8%) (・就職率：67.2%)
情報系	令和5年度 10% 75人 令和6年度 13% 90人				・充足率：95.6% ・就職率：68.4%	・充足率：98.2% ・就職率：－%
WEBデザイン系	令和5年度 19% 140人 令和6年度 17% 120人				・充足率：97.7% ・就職率：69.6%	・充足率：93.3% ・就職率：67.2%
営業・販売・事務系	令和5年度 22% 160人 令和6年度 22% 156人			・企業・求職者ともに要望が高い分野。	・充足率：75.9% ・就職率：73.1%	・充足率：83.9% ・就職率：69.0%
医療事務系	令和5年度 7% 52人 令和6年度 9% 60人			・就職率・充足率ともに高い分野。	・充足率：79.2% ・就職率：79.2%	・充足率：73.8% ・就職率：88.9%
介護系 ◆20%程度（下限）	令和5年度 20% 147人 令和6年度 20% 139人			・就職率が高く、人材確保が必要な分野。	・充足率：44.8% ・就職率：58.3%	・充足率：62.2% ・就職率：100%
その他（上記以外の分野） ※R5年度は調理・美容で実施	令和5年度 18% 132人 令和6年度 14% 100人			・多様なニーズに対応するための人材育成が可能。	・充足率：72.4% ・就職率：67.3%	・充足率：91.5% ・就職率：67.9%
地域ニーズ枠 ◆20%以内 ※R4年度は農業で実施						
農業分野・観光分野	令和5年度 4% 30人 令和6年度 4% 30人			・地域性を踏まえ設定。 ・R6年度は募集定員枠周知の際に農業分野、観光分野のいずれか選択可能とし実施を目指す。	・充足率：53.3% ・就職率：57.1%	・充足率：－% ・就職率：－%

（２）新規参入について

1. 新規参入枠となる職業訓練の認定上限は、基礎コースの全定員の30%、実践コースの全定員の10%とする。
2. 認定単位期間内で、新規参入枠以外の認定数に対する認定申請が、その設定数の上限を下回る場合は、余剰を当該申請対象期間内の新規参入枠とすることも可とする。

（３）その他

1. 基礎コースと実践コースの定員割合は、30%:70%とする。
2. 委託訓練と分野・時期が重複しないように可能な限り調整を行う。
3. 計画に即し、四半期ごとの認定を行う。認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、宮崎労働局及び(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構宮崎支部のホームページで周知する。申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、「新規参入枠」については、職業訓練の案等が良好なものから、実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。
4. 基礎コースについて、認定単位期間ごとに各地域において優先的に設定する「優先設定定員枠」と、全県地域を対象とする「全県地域定員枠」を定める。
5. 介護系、デジタル系の各分野の割合下限は介護系20%程度、デジタル系30%程度とする。
6. 実践コースの「デジタル系」と「その他分野」、地域ニーズ枠として設定する「農業分野」「観光分野」は、地域区分を設定しない。
7. 受講者の多様な環境に対応するため、特に託児サービス付訓練コースについては、認定単位期間ごとに上限2コースの優先枠を設定する。
8. 振替・繰越・中止コースの取扱いについて
 - ・基礎コースの認定にあたっては「優先設定定員枠」からとし、優先設定定員枠の余剰は、同一認定単位期間の「全県地域定員枠」に振替える。
 - ・実践コースで設定された訓練分野において、申請数が当該訓練分野の定員設定数を下回り余剰が生じた場合は、同一認定単位期間の「営業・販売・事務分野」、「その他分野」および「デジタル系」に振替可能とする。
 - ・各四半期の基礎・実践の区分において申請数が当該区分の定員設定数を下回り、余剰が生じた場合、第1・第2四半期においては双方15名まで、第3・第4四半期においては、当該余剰分を基礎・実践間の振替可能とする。
 - ・中止となったコースは、認定数が地域職業訓練実施計画に定める分野ごとの計画数を超えない場合に限り、同一年度内の同一分野での認定に振替えることを可能とする。
9. 実践コースの「その他分野」において、地域の成長分野や人材不足分野の人材育成に資するコースの設定が可能となるよう、労働局及び(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構は、訓練実施機関等に対して必要な呼びかけを行うものとする。
10. 本取り扱いに定めが無い事項においては、労働局及び(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構にて適切に調整するものとする。

公共職業訓練（委託訓練：宮崎県実施分）に関する方針（案）

- 年間49コース、定員848人の訓練を設定。
- デジタル人材育成のため、長期人材育成コースに情報処理技術者養成コースを設定。
- 国家資格を取得し正社員就職を目指すコースを5つの資格で設定。

【令和6年度計画】

※令和6年度中に開講するコースのみ。()は令和5年度からの増減

(人)

分野		県央地域	県北地域	県西地域	県南地域	全県	小計	
		地域計	400	140	180	60	68	848
		(昨年比)	(-70)	(0)	(-5)	(0)	(7)	(-68)
営業・販売・事務		240	120	100	60	0	520	
医療事務		40	0	20	0	0	60	
介護・福祉		60	20	40	0	45	165	
	介護初任者	40	20	20	0	0	80	
	介護実務者	20	0	20	0	0	40	
	介護福祉士(長期)	0	0	0	0	25	25	
	精神保健福祉士(長期)	0	0	0	0	10	10	
	社会福祉士(長期)	0	0	0	0	10	10	
デジタル(情報系、デザイン系)		60	0	20	0	10	90	
	デザイン	20	0	20	0	0	40	
	情報処理	40	0	0	0	0	40	
	情報処理(長期)	0	0	0	0	10	10	
その他(調理)(長期)		0	0	0	0	10	10	
その他		0	0	0	0	3	3	

委託訓練の訓練実施規模、分野配分の考え方（一部抜粋）

訓練コース・分野			設定のねらい	速報値 令和5年度 実績	その他
定員	R5	R6			
デジタル分野	83	90	・ワンランク上のITスキルを身につけた人材育成に資する	充足率:78.9% 就職率:72.7%	・成長分野の人材育成に資する ・充足率が高い
営業・販売・事務	560	520	・あらゆる職種で求められるパソコンスキルやビジネスマナー、コミュニケーション力を身につける	充足率:78.9% 就職率:82.8%	・短時間コース及び託児付きのコースを積極的に設定
医療事務	75	60	・女性の受講者が多く、充足率が高い傾向にある	充足率:61.3% 就職率:80.0%	・実践的な能力を習得するため、デュアルにより実施
介護	140	120	・人手不足分野の人材育成に資するため、介護初任者、実務者を養成	充足率:57.5% 就職率:62.5%	・県央、県北、県西地域で同規模の訓練を引き続き実施
介護福祉士	25	25	・国家資格を取得し正社員での就職を目指す ・介護のプロを育成	充足率:36.0% 就職率:未確定	・県内で介護福祉士養成課程をもつ専門学校に委託
社会福祉士	10	10	・国家資格を取得し正社員での就職を目指す	充足率:100% 就職率:未確定	・県内で社会福祉士養成課程をもつ専門学校に委託
精神保健福祉士	10	10	・国家資格を取得し正社員での就職を目指す	充足率:100% 就職率:未確定	・県内で精神保健福祉士養成課程をもつ専門学校に委託
調理師	10	10	・国家資格を取得し正社員での就職を目指す	充足率:100.0% 就職率:未確定	・県内で調理師養成課程をもつ専門学校に委託

※充足率は令和5年4月から令和5年11月までの開講コース分、就職率は令和5年度中に終了したコースのうち8月までに終了したコース分

公共職業訓練（在職者訓練）に関する方針（案）

公共職業訓練（施設内訓練・学卒）に関する方針（案）

▶宮崎県実施分（宮崎県立産業技術専門校）

○ 令和6年度の在職者訓練は、以下の5コースを予定。
 【令和6年度計画】

コース名	訓練科	訓練時期	訓練時間	定員
第一種電気工事士資格試験の技能講座	電気設備科	11月/中旬～12月/月上旬	18時間	10人
第二種電気工事士資格試験の技能講座(上期)	電気設備科	6月/下旬～7月/中旬	18時間	10人
第二種電気工事士資格試験の技能講座(下期)	電気設備科	10月/月上旬～10月/下旬	18時間	10人
1・2級建築配管技能士資格試験の技能講座	建築設備科	7月/下旬～8月/月上旬	24時間	10人
クレーン運転の業務に係る特別教育	構造物鉄工科	8月/月上旬	15時間	10人

○ 令和6年度の県立産業技術専門校及び高鍋校の訓練科及び募集定員は、令和5年度と同じとなる予定。
 【令和6年度計画】

本校(西都市) (訓練期間:2年) 対象者:学卒者等	R6 定員	(参考) R5 入校生
木造建築科	20	20
構造物鉄工科	20	14
電気設備科	20	16
建築設備科	20	12
本校計	80	62

高鍋校 (訓練期間:1年)	R6 定員	(参考) R5 入校生
建築科※1	20	3
塗装科※1	20	2
販売実務科※2	10	4
高鍋校計	50	9

※1建築科、塗装科は離職者等(中卒者含)を対象
 ※2販売実務科は、知的障害者を対象

公共職業訓練（障害者訓練）に関する方針（案）

- 地域については、知識・技能習得訓練コースは検討中であり、実践能力習得訓練コースとe-ラーニングコースについては、県下全域で実施する。

【令和6年度計画】

訓練コース名	訓練期間	定員
知識・技能習得訓練コース	原則3ヶ月	未定
実践能力習得訓練コース	1～3ヶ月	未定
e-ラーニングコース	原則3ヶ月	未定

1 令和6年度 在職者訓練実施計画

☆ 計画人数 430人（国の告示数に基づく機構分(宮崎2施設)）
（内訳）ポリテクセンター宮崎 260人 、 ポリテクセンター延岡 170人

2-1 令和6年度 離職者訓練（施設内訓練）実施計画総括表（橋渡し訓練を除く）

※DSは短期デュアルコース（企業実習付き訓練）

施設	系	訓練科名	期間 (月)	延定員 (人)	コース数	開始月	1回定員 (人)	備考
宮崎	機械	CAD・NC加工科	6	60	4	5,8,11,2	15	製造分野
	機械	メカニカルサポート科(DS)※	6	26	2	4,10	13	製造分野
	機械	金属加工技術科	6	48	4	5,8,11,2	12	製造分野
	電気	電気設備技術科	6	60	4	4,7,10,1	15	建設関連分野
	電気	電気設備保全科(DS)※	6	30	2	9,3	15	建設関連分野
	居住	住宅リフォーム技術科	6	64	4	4,7,10,1	16	建設関連分野
	居住	ビル設備サービス科	6	64	4	4,7,10,1	16	その他分野
	計			352	24			
延岡	機械	テクニカルオペレーション科	6	60	4	4,7,10,1	15	製造分野
	機械	CADものづくりサポート科	6	24	2	7,1	12	製造分野
	機械	金属加工技術科	6	48	4	4,7,10,1	12	製造分野
	電気	電気設備技術科	6	60	4	4,7,10,1	15	建設関連分野
	居住	福祉住環境リフォーム科	6	60	4	4,7,10,1	15	建設関連分野
	計			252	18			

2-2 令和6年度 橋渡し訓練（施設内訓練）実施計画総括表

※DSは短期デュアルコース（企業実習付き訓練）

施設	系	訓練科名	期間 (月)	延定員 (人)	コース数	開始月	1回定員 (人)	備考
宮崎	機械	メカニカルサポート科(DS)※（橋渡し訓練）	1	4	2	9,3	2	(集合型)
	電気	電気設備保全科(DS)※（橋渡し訓練）	1	12	2	8,2	6	
	居住	ビル設備サービス科（橋渡し訓練）	1	12	2	9,3	6	その他分野
	居住	住宅リフォーム技術科（橋渡し訓練）	1	12	2	9,3	6	
	計			40	8			
延岡	機械	テクニカルオペレーション科（橋渡し訓練）	1	4	4	6,9,12,3	1	(集合型)
	機械	CADものづくりサポート科（橋渡し訓練）	1	4	2	6,12	2	
	機械	金属加工技術科（橋渡し訓練）	1	4	4	6,9,12,3	1	その他分野
	電気	電気設備技術科（橋渡し訓練）	1	4	4	6,9,12,3	1	
	居住	福祉住環境リフォーム科（橋渡し訓練）	1	8	4	6,9,12,3	2	
	計			24	18			

施設内訓練における令和6年度計画の考え方 【ポリテクセンター宮崎】

訓練分野・コース				採用の際に求められる 職業能力 ※事業所訪問等によるニーズ調査	実 績 (令和5年度充足率：令和6年1月現在) (令和5年度就職率：令和5年12月末現在)		その他
					令和4年度	令和5年度	
機械系	C A D ・ N C 加工科	64人	60人	・ 機械製図、部品設計 ・ 二次元CAD、三次元CAD技術 ・ 汎用機械による機械加工 ・ NC機械プログラミング、操作	・ 充足率：62.5% ・ 就職率：87.5%	・ 充足率：64.6% ・ 就職率：92.9%	
	メカニカルサポート科	26人	26人	・ 機械製図、二次元CAD技術 ・ NC旋盤、マシニングセンタ操作 ・ 機械設備の予防保全と 分解・組立技術	・ 充足率：30.8% ・ 就職率：100.0%	・ 充足率：23.1% ・ 就職率：100.0%	短期デュアルコース (企業実習付き訓練) ・ 一部を橋渡し訓練付き コースとして実施する。
	金属加工技術科	48人	48人	・ 被覆アーク溶接 ・ 炭酸ガスアーク溶接技術 ・ 鉄鋼材加工技術 ・ 機械板金作業技術	・ 充足率：33.3% ・ 就職率：75.0%	・ 充足率：25.0% ・ 就職率：88.9%	
居住系	ビル設備サービス科	72人	64人	・ ビル等の空調、消防・給排水 ・ 衛生、電気の取扱いとメンテナ ンス	・ 充足率：75.0% ・ 就職率：94.6%	・ 充足率：59.5% ・ 就職率：90.5%	・ 一部を橋渡し訓練付き コースとして実施する。
	住宅リフォーム技術科	72人	64人	・ 木造住宅の施工技術 ・ リフォーム技術 ・ 耐震性診断等に関する技術 ・ 福祉住環境	・ 充足率：90.3% ・ 就職率：78.1%	・ 充足率：81.9% ・ 就職率：87.0%	・ 一部を橋渡し訓練付き コースとして実施する。
電気系	電気設備技術科	68人	60人	・ 電気設備工事技術 ・ 電気設備の設計、施工技術 ・ 自動化制御技術	・ 充足率：91.2% ・ 就職率：87.7%	・ 充足率：80.9% ・ 就職率：96.2%	
	電気設備保全科	30人	30人	・ 電気設備工事技術 ・ 電気設備の設計、施工技術 ・ 自動化制御技術 ・ 電気設備保守、点検技術	・ 充足率：60.0% ・ 就職率：86.7%	・ 充足率：40.0% ・ 就職率：91.7%	・ 短期デュアルコース (企業実習付き訓練) ・ 一部を橋渡し訓練付き コースとして実施する。

施設内訓練における令和6年度計画の考え方 【ポリテクセンター延岡】

訓練分野・コース				採用の際に求められる 職業能力 ※事業所訪問等によるニーズ調査	実 績 (令和5年度充足率：令和6年1月現在) (令和5年度就職率：令和5年12月末現在)		その他
		R5年度 定員	R6年度 定員		令和4年度	令和5年度	
機械系	テクニカルオペレーション科	60人	60人	・ CAD ・ 機械設計 ・ 旋盤加工 ・ フライス盤加工	・ 充足率：63.3% ・ 就職率：89.2%	・ 充足率：61.7% ・ 就職率：90.0%	・ 一部を橋渡し訓練付きコースとして実施する。
	CADものづくりサポート科	24人	24人	・ CAD ・ 機械設計 ・ 製造業のための原価計算 ・ IT活用	・ 充足率：95.0% ・ 就職率：100%	・ 充足率：100% ・ 就職率：83.3%	・ 一部を橋渡し訓練付きコースとして実施する。
	金属加工技術科	52人	48人	・ 溶接（アーク、半自動、TIG溶接） ・ 構造物鉄工 ・ 機械板金	・ 充足率：55.0% ・ 就職率：90.0%	・ 充足率：36.5% ・ 就職率：90.0%	・ 一部を橋渡し訓練付きコースとして実施する。
居住系	福祉住環境リフォーム科	60人	60人	・ 建築図面 ・ 建築製図トレース ・ CAD ・ 福祉住環境	・ 充足率：83.3% ・ 就職率：98.2%	・ 充足率：90.0% ・ 就職率：100%	・ 一部を橋渡し訓練付きコースとして実施する。
電気系	電気設備技術科	60人	60人	・ 電気工事施工 ・ 防災設備 ・ 自動化制御技術	・ 充足率：68.3% ・ 就職率：83.3%	・ 充足率：75.0% ・ 就職率：91.7%	・ 一部を橋渡し訓練付きコースとして実施する。

1 総説

（1）計画のねらい

この計画は、産業政策を含めた地域全体の人づくりの視点で、地域のニーズを踏まえ、職業の安定、労働者の地位向上等を図ることを目的として、公的職業訓練（求職者支援訓練及び公共職業訓練（離職者訓練（委託訓練・施設内訓練）、在職者訓練、学卒者訓練及び障害者訓練をいう。）以下同じ。）の実施に関する重要な事項について総合的、一体的に定めたものである。

（2）計画期間

計画期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（3）計画の改定

この計画は、上記（2）の計画期間中においても必要に応じて、労働市場の状況等を踏まえ、改定することがある。

2 人材ニーズ、労働市場の動向と課題等

（1）人材ニーズ、労働市場の動向と課題

令和5年5月から8月に、県内7ヶ所のハローワーク（宮崎、延岡、日向、都城、日南、高鍋、小林）において職業訓練に係るニーズ調査を実施し、求職者1,512名、企業588社から回答があった。

求職者および企業ニーズ結果の検証として、全回答企業のうち、受講者の採用実績および採用意向を合わせた結果において、上位の順に「ビジネスマナーやパソコンの基礎的なコース（初心者向け）」170社（28.9%）、「事務（簿記・会計等）」131社（22.3%）、ものづくり（機械、金属、電気、建築）121社（20.6%）となっており、いずれも求職者の職業訓練受講希望ニーズと合致した結果となっている。

また、デジタル分野のうち「IT関係（システム設計、プログラミング等）」では、令和4年度の求職者ニーズ（14.2%）と企業ニーズ（11.9%）では2.3ポイントの差となっていたが、令和5年度の調査では企業ニーズが8.8%に減少し、求職者ニーズが17.0%に増加したことによりその差が8.2ポイントに拡大している。しかしながら、宮崎県地域職業能力開発促進協議会の場においては、生成AI時代への対応など近い将来を見据えたデジタル人材育成の重要性や人材の県外流出問題、受け入れ先となる企業側のデジタル化の対応についてのご意見が出ており、また、地域における介護・医療・福祉分野の人材不足についても課題として挙げられていることから、両分野について引き続き職業訓練での人材育成を重視した取り組みが必要である。

労働市場の動向としては、本県の令和5年12月の有効求人倍率は1.36倍（季節調整値）となっており、有効求人倍率が連続100ヶ月を超えて1倍台を維持。雇用失業情勢

の改善が進む中で産業によっては人手不足感の強まりがみられている。

(2) 令和4年度及び令和5年度における公的職業訓練をめぐる状況

各訓練の受講者数、充足率、就職率は以下のとおり。(令和5年度は速報値)

① 求職者支援訓練

【令和4年度】	基礎コース	263人	充足率	78.5%	就職率	68.0%
	実践コース	602人	充足率	76.8%	就職率	70.0%
【令和5年度※】	基礎コース	128人	充足率	73.1%	就職率	61.8%
	実践コース	415人	充足率	86.3%	就職率	70.5%

※令和5年度充足率：令和5年4月から令和5年11月までの開講コースの状況

令和5年度就職率：令和5年度中に終了したコースのうち8月までに終了したコースの状況

② 公共職業訓練（離職者訓練）【委託訓練】

【令和4年度】	763人	充足率	75.7%	就職率	82.7%
【令和5年度※】	479人	充足率	74.5%	就職率	78.7%

※令和5年度充足率：令和5年4月から令和5年11月までの開講コースの状況

令和5年度就職率：令和5年度中に終了したコースのうち8月までに終了したコースの状況

③ 公共職業訓練（離職者訓練）【施設内訓練】▶宮崎県実施分（宮崎県立産業技術専門学校）

【令和4年度】	高鍋校	17人	充足率	34.0%	就職率	100.0%	(令和4年度入校)
【令和5年度】	高鍋校	9人	充足率	18.0%	就職率	未確定	(令和5年度入校)

※各年度当初入校生数・充足率（入校生数/定員数）

※3月末時点就職率（就職者/修了生）

④ 公共職業訓練（離職者訓練）【施設内訓練】

【令和4年度】	ポリテクセンター宮崎	334人	充足率	82.1%	就職率	85.7%
	ポリテクセンター延岡	223人	充足率	78.5%	就職率	90.8%
【令和5年度※】	ポリテクセンター宮崎	234人	充足率	65.5%	就職率	91.7%
	ポリテクセンター延岡	239人	充足率	86.9%	就職率	92.9%

※令和5年度充足率：令和6年1月5日現在 ※令和5年度就職率：令和5年12月末現在

⑤ 公共職業訓練（在職者訓練）▶宮崎県実施分（宮崎県立産業技術専門学校）

【令和4年度】	36人	充足率	72.0%
【令和5年度】	40人	充足率	88.9%

⑥ 公共職業訓練（在職者訓練）

▶（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構実施分（ポリテクセンター）

【令和4年度】	444人	充足率	108.3%
【令和5年度】	406人	充足率	99.2%

※令和5年12月現在

⑦ 公共職業訓練（施設内訓練・学卒） ▶宮崎県実施分（宮崎県立産業技術専門校）

【令和4年度】 西都校 74人 充足率 92.5% 就職率 100.0% （令和3年度入校）

【令和5年度】 西都校 62人 充足率 77.5% 就職率 未確定 （令和4年度入校）

※各年度当初入校生数・充足率（入校生数/定員数） ※3月末時点就職率（就職者/修了生）

⑧ 公共職業訓練（障害者訓練）

【令和4年度】 24人 充足率 104.3% 就職率 54.2%

【令和5年度※】 8人 充足率 36.4% 就職率 50.0%

※令和5年度充足率：令和5年4月から令和5年11月までの開講コースの状況

令和5年度就職率：令和5年度中に終了したコースのうち8月までに終了したコースの状況

3 計画期間中の公的職業訓練の実施方針

（1）人材の育成

- ① 国家資格等を取得し正社員での就職を目指す長期高度人材育成コースの設定、及び就職支援を実施する。
- ② 応募倍率が低く、就職率が高い「介護・医療・福祉分野」における人材確保を支援するため、介護訓練を引き続き設定することにより人材育成を図るとともに、関係機関と連携し、介護の魅力発信等を図っていく。
- ③ 応募倍率が高く、就職率が低い「IT分野」「デザイン分野」について、実践レベルへの対応等訓練内容の充実を検討。

（2）デジタル化への対応

デジタル化の進展に対応するため、「デジタル分野（IT（情報）分野およびWEBデザイン系コース）」の訓練コース設定を推進する。

（3）多様なニーズへの対応

託児サービスの利用が可能な職業訓練や在職者等の主体的な能力開発を支援する教育訓練給付制度、技能労働者育成を目的とした在職者訓練等があることについて広く周知を図るなど、多様なニーズへの対応についての取組を行う。

（4）就職促進の取組

就職率向上のため、訓練修了生を対象とする求人の確保や、公的職業訓練受講者のうち、修了1か月前時点で未内定者に対する支援を実施したうえで、就職に向けた取組の強化を図る。また、訓練修了生歓迎求人の確保により公的職業訓練の出口での就職率について、前年度実績以上を目指す。

4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

(1) 離職者に対する公的職業訓練

ア 離職者に対する公共職業訓練

【委託訓練】

＜定員（分野）＞：別添 1 のとおりとする

＜目標＞：就職率 75%

＜その他の事項＞

- ・ 令和 6 年度の訓練規模は上限 848 人とする。（令和 6 年度中に開始する訓練）
- ・ デジタル人材育成強化のため、デジタル分野（デザイン系）の訓練期間を延ばして充実した訓練カリキュラムとなるよう促す。昨年度に引き続き、長期高度人材育成コースに情報処理技術者養成コースを設定。
- ・ デジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用することは、全ての労働者に求められることであるため、デジタル分野以外の訓練についてもデジタルリテラシーに関する内容を訓練に盛り込むことを検討する。

【施設内訓練（宮崎県立産業技術専門校）】

＜定員（分野）＞：別添 1 のとおりとする

＜その他の事項＞

- ・ 県立産業技術専門校高鍋校の建築科、塗装科（各 20 名）において離職者向け訓練（中卒者含む）を実施する。

【施設内訓練（（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構）】

＜定員（分野）＞：別添 1 のとおりとする

＜目標＞：就職率 82.5%

＜その他の事項＞

- ・ 令和 6 年度の訓練計画は 668 人とする。
- ・ ポリテクセンターが行う公共職業訓練について、ハローワークが実施するキャリアコンサルティング、職業相談等の過程で妥当性がある場合においては、受講申込みの併願を行うことは妨げられるものではないこと。
- ・ 受講申込みの併願は、その妥当性が認められ、かつ、受講申込み者本人が希望する場合に、受講申込みに際して第 2 志望まで申し込むことが可能となるものであって、第 2 志望の申込みを必須とするものではないこと。

イ 求職者支援訓練

＜定員（分野）＞：別添 1 のとおりとする

＜目標＞：雇用保険適用就職率 基礎コース 58%、実践コース 63%

＜その他の事項＞

- ・ 令和 6 年度の訓練認定規模は上限 995 人とする。

- ・ 基礎コースと実践コースの割合は、受講実績を踏まえ、30%：70%とする。
- ・ 介護系、デジタル系の各分野の割合下限は、デジタル化進展への対応、介護・福祉分野での人材確保への配慮についての意見を踏まえ、介護系 20%程度、デジタル系 30%程度とする。
- ・ 新規参入枠となる職業訓練の認定上限は、基礎コース 30%、実践コース 10%とする。ただし、地域ニーズ枠については、すべて新規参入でも可とする。
- ・ 基礎コースについて、認定単位期間ごとに各地域において優先的に設定する「優先設定定員枠」と、全県地域を対象とする「全県地域定員枠」を定める。
- ・ 実践コースについて、「デジタル系」と「その他分野」、地域ニーズ枠として設定する「農業・観光」分野は、地域区分を設定しない。
- ・ 受講者の多様な環境に対応するため、特に託児サービス付訓練コースについては、認定単位期間ごとに上限 2 コースの優先枠を設定する。
- ・ 激甚災害や感染症の流行等により、雇用情勢の悪化が見込まれる場合は、認定規模の見直しを行い、追加認定申請や認定単位期間における定員枠の変更により対応する。
- ・ 本取り扱いに定めがない事項においては、労働局及び（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構にて適切に調整するものとする。
- ・ 余剰が生じた場合の振替、中止コースの振替については別添 2 のとおりとする。

ウ 職業訓練の効果的な実施のための取組

- ・ 求職者に向けて、職業訓練の魅力を伝えるために、訓練受講のメリットの明確化を図り、事前説明会や、見学会の充実を推進。
- ・ 採用企業向けの訓練説明会・見学会等の実施について検討。

【委託訓練】

- ・ 求職者の訓練機会確保の観点から、中止コースが発生した場合は、原則として当該コースの募集・訓練等スケジュールの範囲で関係機関と調整の上、分野、地域等を定めずに改めて訓練企画提案の募集を行って訓練を行うことも可能とする。

【施設内訓練（宮崎県立産業技術専門校）】

- ・ 高鍋校の建築科、塗装科が離職者向けの職業訓練であるとともに、本県唯一の中卒者を対象とした公共職業能力開発施設であることを周知するため、県内中学校等への訪問活動やオープンキャンパスなどに取り組み、訓練生の確保に繋げる。

【施設内訓練（（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構）】

- ・ 定員充足率向上に向けた取組みとして、インターネットによる広告、回覧板への差込による周知を図り、施設見学会、HW における出張訓練体験会によって求職者や地域住民へ職業訓練に関する理解を促し、応募につなげる取組みを行う。

- ・ 就職率向上に向けた取組みとして、職業適性検査、ジョブ・カードの利用、応募書類の作成支援、面接指導（対面及びWeb）、求職者情報誌の作成と企業への求人依頼を行う。
- ・ デジタル分野、DX・GXに対応した訓練を検討すること。

【求職者支援訓練】

- ・ 求職者支援訓練は、公共職業訓練（委託訓練）と訓練対象者が重なり、訓練実施機関も同一であることが多いこと等から、申込者が分散し中止コースが増えることを極力避けるため、同一分野の訓練の募集期間及び訓練期間が可能な限り委託訓練と重複しないよう設定を行う。
- ・ 受講希望者が、再就職に向け希望する技術などが得られるよう実施機関に対してカリキュラム作成支援を行う。実際に実施機関が訓練を実施するうえで、得られた好事例は、可能な限り各実施機関に対して情報発信を行う。

（２）在職者に対する公共職業訓練等

【宮崎県実施分（宮崎県立産業技術専門校）】

＜定員（内容）＞：別添 1 のとおりとする

＜その他の事項＞

- ・ 県内企業在職者を対象に、各種資格試験の実技指導や講習等を行い、業務に必要な資格取得やスキルアップを支援する。

【（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構実施分】

＜定員（内容）＞：別添 1 のとおりとする

＜その他の事項＞

- ・ 国の告示数に基づく宮崎訓練計画は、定員下限 410 人である。
- ・ 宮崎県においては、年度当初の計画定員を 830 人とする。
- ・ 公共職業訓練以外の訓練として、民間機関の教育資源を活用し、中小企業が抱える生産性向上に関する課題や人材育成ニーズに応じた訓練（生産性向上支援訓練）を 640 人計画し、実施する。

（３）学卒者に対する公共職業訓練

【宮崎県実施分（宮崎県立産業技術専門校）】

＜定員（内容）＞：別添 1 のとおりとする

＜その他の事項＞

- ・ 県立産業技術専門校において、学卒者向けの 2 年間の施設内訓練を実施する。
- ・ 県立産業技術専門校高鍋校においては、建築科、塗装科において、離職者及び中卒者向け、販売実務科において、知的障がい者向けの 1 年間の施設内訓練を実施する。

(4) 障害者等に対する公共職業訓練

＜定員（内容）＞：別添 1 のとおりとする

＜その他の事項＞

- ・ 令和 6 年度の訓練計画は、検討中。
- ・ 地域については、知識技能習得訓練コースは、検討中であり、実践能力習得訓練コースと e-ラーニングコースについては、県下全域で実施する。
- ・ 訓練対象者は、公共職業安定所に求職申し込みを行い、公共職業安定所長から職業訓練の受講あっせんを受けた障がい者。

5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

(1) 関係機関の連携

- ① 地域において必要な訓練が円滑に実施されるよう、宮崎労働局、宮崎県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「関係機関」という。）の連携を引き続き強化する。

また、地域の人材育成を効果的に実施するため、訓練コースの内容がニーズに即したものとなっているか、訓練効果等が上がっているか等の検証や、当該検証結果を踏まえた見直しを行うため、関係機関の担当者を構成員とした「公的職業訓練効果検証ワーキンググループ（以下「WG」という。）」を設置し、意見交換等を行う。

さらに、WGでは、選定したコースの訓練実施機関、訓練修了者および訓練修了者を採用した企業へのヒアリングを行い、宮崎県における訓練効果の把握・検証を実施する。

- ② 求職者支援訓練と公共職業訓練（委託訓練）は、訓練実施施設が同一であることが多いこと等から、同一分野訓練の募集期間及び訓練期間が可能な限り重複しないようにする等の配慮が必要であるため、関係機関による調整を引き続き行う。

また、これらの関係機関の調整に加えて、訓練コースの設定に当たり、定員充足率の向上や開講中止率の低下に向けた検討・取り組みを図る。

- ③ 関係機関は、公的職業訓練の愛称の“ハロートレーニング”やキャッチフレーズの“急がば学べ”を積極的に活用し、一体的な周知に努める。

- ④ 県内の職業訓練実施計画策定および教育訓練給付制度活用推進に必要なニーズ調査（求職者、企業）については原則として 3 年毎に実施する。（ただし、宮崎県地域職業能力開発協議会において、必要が認められる場合については随時実施する。）

(2) 公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

公的職業訓練の受講者に対しては、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなど、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練を実施するものとする。

(3) 地域におけるリスクリングの推進に関する事業（「地域リスクリング推進事業」）

令和5年度より地方財政対策のひとつとして、「地域におけるリスクリングの推進に関する地方財政措置」が創設され、地域職業訓練実施計画に位置付けられる地方単独事業として実施される、地域に必要な人材確保（中小企業、農林水産、介護等）のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に資する事業を対象としている。

本事業は、市町村も対象となるため、地域職業訓練実施計画に位置付ける事業については、市町村とも連携を図っていく。

なお、宮崎県における令和6年度地域リスクリング推進事業の一覧及び令和5年度の地域リスクリング事業に位置付けた事業の実績等については、令和6年度に開催する宮崎県地域職業能力開発促進協議会において報告を行うこととする。

ハロートレーニングの令和6年度計画

別添1

（１）離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

宮崎県

		全体計画数	公共職業訓練（都道府県）		公共職業訓練 （高齢・障害・求職者 雇用支援機構）	求職者支援訓練
			施設内	委託		
分 野		定員	定員	定員	定員	定員
公共職業訓練（離職者向け） ＋求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	140		50		90
	営業・販売・事務分野	676		520		156
	医療事務分野	120		60		60
	介護・医療・福祉分野	304		165		139
	農業分野	15				15
	旅行・観光分野	15				15
	デザイン分野	160		40		120
	製造分野	436	20		416	
	建設関連分野	144	20		124	
	理容・美容関連分野	0				
	その他分野	241		13	128	100
求職者支援訓練（基礎コース）		300				300
合 計		2,551	40	848	668	995
（参考） デジタル分野		504		90	204	210

※ 「定員」とは、当該年度中における開講コースの定員の数。

ハロートレーニングの令和6年度計画

宮崎県

(2) 在職者に対する公共職業訓練等（ポリテクセンター宮崎、ポリテクセンター延岡、宮崎県立産業技術専門校）

分野	ポリテクセンター宮崎	ポリテクセンター延岡	産業技術専門校	合計
施設計	680	505	50	1235
機械系	292	300	10	602
電気・電子系	140	135	30	305
居住系	248	70	10	328

(3) 学卒者に対する公共職業訓練（県施設内訓練：宮崎県立産業技術専門校）

分野	西都校	高鍋校	県計
施設計	80	50	130
木造建築科(2年課程)	20	—	20
構造物鉄工科(2年課程)	20	—	20
電気設備科(2年課程)	20	—	20
建築設備科(2年課程)	20	—	20
建築科(1年課程)【再掲】※1	—	20	20
塗装科(1年課程)【再掲】※1	—	20	20
販売実務科(1年課程)※2	—	10	10

※1: 離職者等(中卒者含)を対象とした訓練科。「(1)離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画」にも掲載。

※2: 知的障害者対象とした訓練科。

(4) 障害者等に対する公共職業訓練

訓練コース名	定員	地域
計	—	
知識・技能習得訓練コース	未定	検討中
実践能力習得訓練コース	未定	全県
e-ラーニングコース	未定	全県

令和 6 年度求職者支援訓練における申請数等の取り扱いについて

《認定》

- 計画に即し、四半期ごとの認定を行う。認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、宮崎労働局及び（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構宮崎支部のホームページで周知する。
- 申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、「新規参入枠」については職業訓練の案等が良好なものから、実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。

《余剰・振替》

- 基礎コースの認定にあたっては「優先設定定員枠」からとし、優先設定定員枠の余剰は、同一認定単位期間の「全県地域定員枠」に振替える。
- 実践コースで設定された訓練分野において、申請数が当該訓練分野の定員設定数を下回り余剰が発生した場合は、同一認定単位期間の「営業・販売・事務分野」、「その他分野」および「デジタル系」に振替可能とする。
- 中止となったコースは、認定数が地域職業訓練実施計画に定める分野ごとの計画数を超えない場合に限り、同一年度内の同一分野での認定に振替えることを可能とする。
- 認定単位期間内で、新規参入枠以外の認定数に対する認定申請が、その設定数の上限を下回る場合は、余剰を当該申請対象期間内の新規参入枠とすることも可とする。
- 各四半期の基礎・実践の区分において申請数が当該区分の定員設定数を下回り、余剰が生じた場合には、第 1・第 2 四半期においては双方 15 名まで、第 3 四半期以降においては、当該余剰分を基礎・実践間、実践コースの他分野への振替を可能とする。

概要

【対象事業】地域に必要な人材確保（中小企業、農林水産、介護等）のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に資する、

①経営者等の意識改革・理解促進

②リスクリングの推進サポート等

③従業員（在職者）の理解促進・リスクリング支援

※ 地域職業訓練実施計画（職業能力開発促進法第15条第1項の協議会で策定する計画）に位置付けられる地方単独事業を対象（地方単独事業が対象であることから、運営費に国の交付金が交付されている職業能力開発校等が実施する事業を含め、国又は都道府県から補助金等が交付されている事業は対象外となります）

※ 事業の対象者を離職者等とする事業については、本地方財政措置の対象として想定していないこと

【事業期間】令和8年度まで

【地方財政措置】特別交付税措置（措置率0.5）

【対象事業例】

①経営者等の意識改革・理解促進

経営者向けセミナー開催、産学官のリスクリング協議会の設置・運営、経済団体等のリスクリング支援に関する理解促進等

②リスクリングの推進サポート等

専門家・アドバイザー派遣による企業のリスクリング計画策定支援、相談窓口によるワンストップ支援、地域の支援人材不足解消のためのリスクリング推進人材育成等

③従業員（在職者）の理解促進・リスクリング支援

従業員向けセミナー開催、従業員向け短期講座開催、資格試験経費助成等

（参考）地域職業能力開発促進協議会

国及び都道府県は、地域の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証、その他の職業能力の開発・向上の促進のための関係機関の取組の協議等を行う都道府県単位の協議会を組織する。

【構成員】

①都道府県労働局 ②都道府県 ③公共職業能力開発施設を設置する市町村

④職業訓練・教育訓練実施機関（専門学校・各種学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等 等）

⑤労働者団体 ⑥事業主団体 ⑦職業紹介事業者（団体）又は特定募集情報等提供事業者（団体） ⑧学識経験者

⑨その他協議会が必要と認める者（例：デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局 等）

・・・主催

地域におけるリスキリングの推進に関する事業 実施事業一覧（令和５年度 宮崎県）

【宮崎県実施分】

番号	課名	事業名	対象事業	事業概要	事業内容説明	実施主体	対象者等	事業費 (千円)
1	産業政策課	産業デジタルリス キリング推進事業	①経営者等の意識改革・理解促進	デジタルリスキン グ研修の開催	デジタル技術を活用できる人材を育成するため、経営 層・マネジメント層、デジタルリーダー、デジタル推 進員の各階層に向けてオンライン学習や対面によるリ スキリング研修を実施する。	産業政策 課 外部委託	経営者等、従 業員等	9,931
			③従業員（在職者）の理解促進・ リスキリング支援					
2	産業政策課	デジタル時代にお ける産業人財育成 事業	①経営者等の意識改革・理解促進	階層別に求められる リスキリング研修の 開催	V U C A時代に企業が持続的に発展するために必要な D Xをはじめとする知識やビジネススキルの習得を目 的とした経営者から若手職員までの階層別の人材育成 プログラムを実施する。	産業政策 課 外部委託	経営者等、従 業員等	42,060
			②リスキリングの推進サポート等					
			③従業員（在職者）の理解促進・ リスキリング支援					
3	企業振興課	みやざきＩＣＴ産 業を担う人材育成 事業	③従業員（在職者）の理解促進・ リスキリング支援	ＩＣＴ関係資格取得 に向けた連続講座開 催	県内ＩＣＴ企業従事者及び県内各企業におけるＩＣＴ 部門の業務従事者を対象とした連続講座の開催（５ コース）	外部委託	従業員等	9,969
4	管理課	建設技術者事務効 率化アドバイザー 緊急派遣事業	③従業員（在職者）の理解促進・ リスキリング支援	事務職員等を対象と した工事書類作成研 修を開催	建設技術者以外の事務職員等を対象に工事書類作成研 修を実施して、建設技術者の書類業務をサポートする 体制構築を推進する。	外部委託	建設業者	6,950
5	管理課	建設産業県内就職 促進事業	①経営者等の意識改革・理解促進	経営者向けセミナー 開催	建設企業の経営者等を対象に、高校生の県内就職に向 けて、求人募集や職場定着率の向上に向けた取組につ いてのセミナーを開催する。	外部委託	建設業者	404
6	管理課	建設業者研修会	③従業員（在職者）の理解促進・ リスキリング支援	従業員向けセミナー 開催	建設企業の従業員等を対象に、建設業法・経営事項審 査等の理解促進に向けた研修会を開催する。	外部委託	建設業者	440
7	管理課	建設業者研修会	③従業員（在職者）の理解促進・ リスキリング支援	従業員向けセミナー 開催	建設企業の従業員等を対象に、建設業法・経営事項審 査等の理解促進に向けた研修会を開催する。	管理課	建設業者	427
8	管理課	建設産業キャリア アップ支援事業	③従業員（在職者）の理解促進・ リスキリング支援	資格試験経費助成	建設企業が負担する技術者等の資格取得等に要する経 費(受験料等)を一部助成。	外部委託	建設業者	6,350

交
付
税
対
象
外

令和5年度第2回 宮崎県地域職業能力開発促進協議会 資料5

令和6年度の公的職業訓練・教育訓練制度の推進の取組について

- I. 令和6年度における公的職業訓練効果検証の取組について P1～
- II. 県内の教育訓練の実施状況について P2～
- III. 教育訓練制度の講座拡大について P3～

I. 令和6年度における公的職業訓練効果検証の取組について

令和5年度の効果検証

○対象分野「**デジタル分野（IT・Webデザイン）**」
（選定理由⇒DXへの対応等、デジタル人材の育成が重点課題）

【対象】①訓練実施機関（4団体）、②訓練修了生（10名）、
③訓練修了生採用企業（8社）

○令和6年度の対象分野の選定について

＜令和6年度実施について＞
ワーキング・グループでの
検討内容

①「営業・販売・事務」分野

・ニーズが高い分野であり、企業実習を実施するコース設定があることから、実習効果の検証を行うことが可能となれば、収集したメリット等について今後の取組に広く反映させることが期待できる。

②「介護・福祉・医療」分野

・人手不足分野については地域の重要課題ではあるが、職業訓練においては法定部分の占める割合が多いこと、就職率についての実績が高い分野であることから、訓練内容の改善等につながる検証となり難い可能性が考えられる。（人手不足分野に関する課題については、訓練の効果検証とは別に地域課題としての整理が必要）

③ その他分野

○規模について

令和5年度と同程度を想定。

上記について、協議会にてご意見を賜り決定。

Ⅱ. 県内の教育訓練の実施状況について

県内における教育訓練給付の講座指定については、実数上位分野順に「輸送・機械運転」、「医療・社会福祉・保健衛生」、「大学・専門学校等の講座」となっている。（講座総数 122 講座＝全国で 34 番目）

全国から受講が可能である通信講座（eラーニング含む）については、全体（15,267講座）の約 2 割程度となっており、「医療・社会福祉・保健衛生」「技術関係」「専門的サービス」分野での割合が高くなっている。

教育訓練給付講座指定状況（県内）

	輸送・機械運転	医療・社会福祉・保健衛生	専門的サービス	情報	事務	営業・販売・サービス	技術・農業	製造	大学・専門学校等の講座	講座数合計
指定講座数 (県内実施機関)	73講座	29講座	0講座	1講座	0講座	5講座	1講座	1講座	15講座	122講座
(内訳)	(59.8%)	(23.8%)	-	(0.8%)	-	(4.1%)	(0.8%)	(0.8%)	(12.3%)	(100.0%)

教育訓練給付講座指定状況（全国）

指定講座数	7,667講座	3,635講座	551講座	404講座	424講座	493講座	386講座	34講座	1,673講座	15,267講座
	うち通信講座（e-ラーニング含む）									
指定講座数	1講座	2,283講座	236講座	113講座	85講座	137講座	184講座	11講座	99講座	3,149講座

(令和4年度教育訓練給付受講者数)

「専門実践」 (延べ受給者数)	「特定一般」 + 「一般」
923人	544人

令和4年度の教育訓練給付の受給者数については、専門性の高い「専門実践」において延べ**923人**、「特定一般」および「一般」の合計受給者数が**544人**となっており、専門性の高い「業務独占資格（業務に携わる際に必携となる国家資格）」等の取得が可能となる専門実践の受講率が高い傾向。

【※雇用保険被保険者数（千人）に対する受給者数割合】

- 「専門実践」 ⇒ **3.41**人（全国 8 位）
- 「特定一般」 + 「一般」 ⇒ **2.01**人（全国 30 位）

Ⅲ．教育訓練制度の講座拡大について

①教育訓練給付の対象講座⇒地域ニーズとのバランスについて

- 【企業ニーズ】 ○運転関係、医療・福祉・保健衛生等、ニーズに合致する講座が一定設置されている。
- 【求職者ニーズ】 ○インテリア関係、土木工事・測量、秘書、整体等については、該当する講座がない。
- 【講座の指定地域】 ○看護、運転関係に関しては県央・県南・県西・県南地区のそれぞれに指定講座あり。
その他の分野については、県央に集中しがち。

⇒求職者ニーズは多岐に渡っており、実施機関の偏在とあわせて解消に向けた検討が必要。

②地域における指定講座数の拡大について

- 【周知の現状】 ・制度の周知については、労働局のHPやSNSによる周知が中心。実施機関に対する講座拡大の取組については、令和4年度に専門学校を中心に訪問にて説明を実施。

⇒教育訓練給付制度についての周知強化の取組、また、講座の拡大に向けては、実施機関における課題等の把握も必要。

③その他

- 【在職者の受講について】 ・教育訓練給付の利用促進を図るうえで、受講者（特に在職者）に対して、受講するにあたっての課題や要望等について把握する必要がある。

⇒制度利用者（給付金申請者）に対して、受講に際しての課題や要望等の把握について検討。

地域ニーズと教育訓練指定講座の状況

(指定講座の状況：令和5年10月1日時点)

訓練機関の所在地別・主な資格別)

・教育訓練指定講座と企業・求職者のニーズ対比

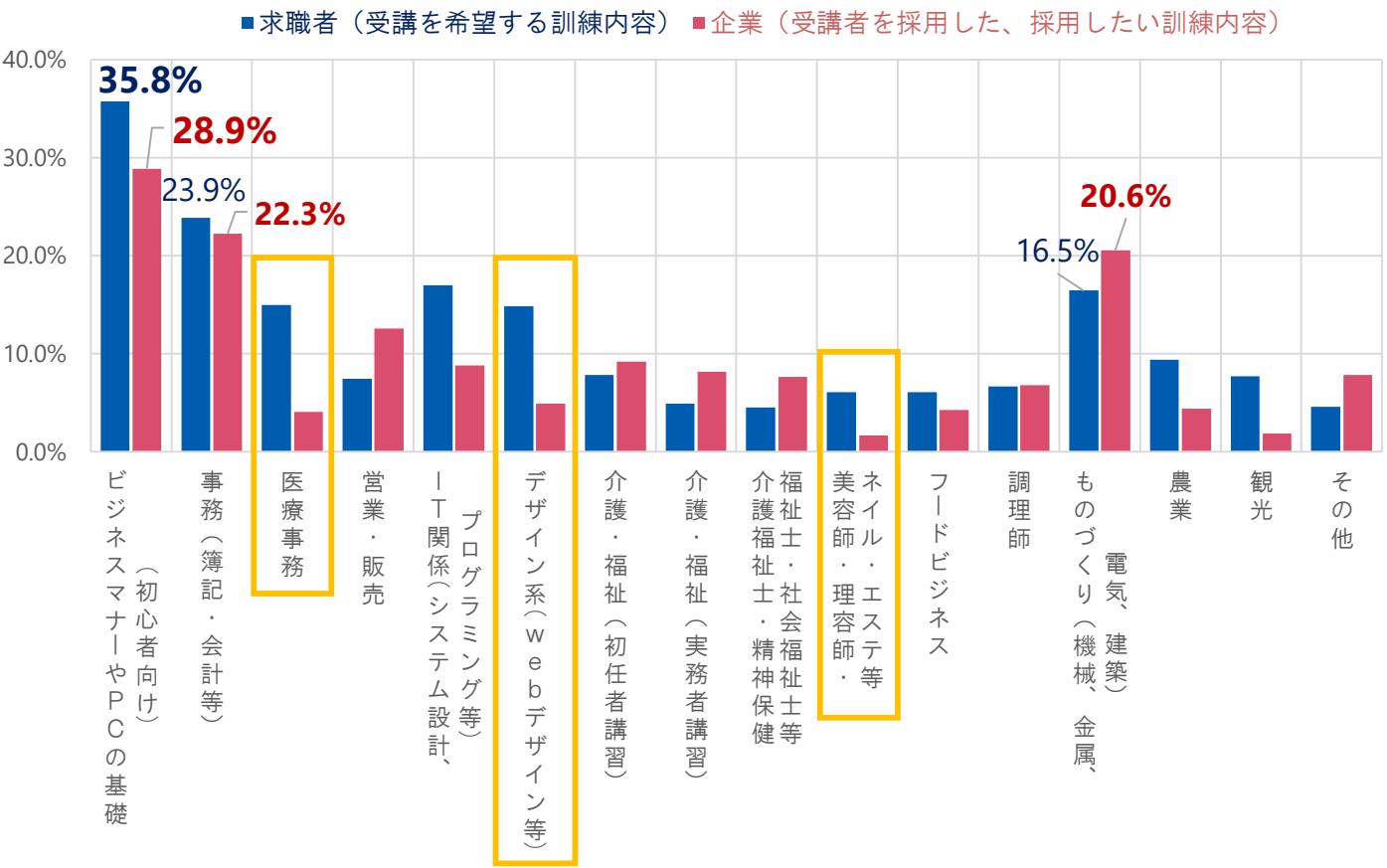
		宮崎県				企業 ニーズ	求職者 ニーズ
		計	専門実践	特定一般	一般		
輸送・機械運転関係	大型自動車第一種免許	14	—	1	13		
	中型自動車第一種免許	15	—	0	15		
	準中型自動車第一種免許	10	—	0	10		
	大型特殊自動車免許	9	—	0	9		
	大型自動車第二種免許	0	—	0	0		
	フォークリフト運転技能講習	6	—	0	6		
	けん引免許	3	—	0	3		
	その他	13	—	0	13		
医療・社会福祉・保健衛生関係	医療事務技能審査試験	0	—	—	0		
	介護福祉士（実務者研修含む）	8	3	0	5		
	介護支援専門員	0	—	0	0		
	喀痰吸引等研修修了	0	—	0	0		
	介護職員初任者研修	2	—	1	1		
	看護師	6	6	0	0		
	特定行為研修	0	—	0	0		
	社会福祉士	3	3	0	0		
	保育士	1	1	0	0		
	精神保健福祉士	1	1	0	0		
	歯科衛生士	2	2	0	0		
	その他	6	6	0	0		
専門的サービス関係	税理士	0	—	0	0		
	社会保険労務士試験	0	—	0	0		
	行政書士	0	—	0	0		
	その他	0	0	0	0		
情報関係	Microsoft Office Specialist	0	—	—	0		
	CAD利用技術者試験	0	—	—	0	※2	
	Webクリエイター能力認定試験	0	—	—	0		
	第四次産業革命スキル習得講座	0	0	—	—		
	その他	1	0	0	1		

		宮崎県				企業 ニーズ	求職者 ニーズ
		計	専門実践	特定一般	一般		
事務関係	TOEIC	0	—	—	0		
	簿記検定試験（日商簿記）	0	—	—	0		
	中国語検定試験	0	—	—	0		
	「ハングル」能力検定	0	—	—	0		
	実用フランス語技能検定試験	0	—	—	0		
	日本語教員	0	—	—	0		
	その他	0	—	—	0		
営業・販売・サービス関係	宅地建物取引士資格試験	0	—	0	0		
	その他	5	5	0	0		
製造関係	計	1	1	0	0		
技術・農業関係	建築士	0	—	0	0		
	建築施工管理技術検定	0	—	0	0		
	土木施工管理技術検定	0	—	0	0		
	その他	1	0	0	1		
大学・専門学校等の講座関係	修士・博士	4	—	—	4		
	キャリア形成促進プログラム	0	0	0	—		
	職業実践専門課程	9	9	—	—		※1
	職業実践力育成プログラム	1	1	0	—		
	専門職大学院	0	0	—	0		
	科目等履修生	0	—	—	0		
	履修証明	1	—	—	1		
	その他	0	0	0	—		

※1 情報（Java、web、情報処理国家試験）、事務（簿記、医療事務）、その他（プライダルコーディネーター、トリマー、調理師等）
 ※2 建築CADについては、一般教育訓練にて指定講座あり。

【求職者の希望する訓練内容及び企業が受講者を採用した、または採用したい訓練内容】

- 企業588社のうち、受講者を採用した（採用したい）と回答した訓練内容は、多い順に「ビジネスマナーやパソコンの基礎的なコース（初心者向け）」170社（28.9%）、「事務（簿記・会計等）」131社（22.3%）、ものづくり（機械、金属、電気、建築）121社（20.6%）。いずれの訓練も、受講を希望する求職者数の割合も高い状況である。
- 専門知識が必要とされる「医療事務」「デザイン系」「美容師・理容師等」の人気のある職種では、求職者ニーズが非常に高く、企業ニーズとの差が大きい。
- 求職者ニーズのその他の意見では、コース設定（募集時期・時間、訓練分野）についての意見が多く聞かれた。



【求職者の意見】

その他記述
・ 保育系 ・ 看護 ・ 秘書 ・ 整体 ・ 統計処理 ・ インテリア関係 ・ 洋裁、和裁等の服飾関係 ・ 大型免許 ・ 土木工事 ・ 測量 ・ ドローン ・ 自動車整備 ・ フォークリフト ・ 土木重機操作 ・ 牽引 ・ 清掃 ・ 林業 ・ 社会保険関係
その他意見・要望
・ オンラインの実施がされればなおよい ・ 保育園の送迎があるため、訓練時間が10～16時であれば嬉しい ・ 地域で訓練内容にも偏りがあるので、選択の幅が広がることを期待します。 ・ 開始時期が限定されているため、タイミングを逃すことがある点が少しでも緩和されればよい

【企業の意見】

希望する訓練 (その他記述)
・ 対面接客 ・ TOEICなどの語学 ・ オペレーター ・ 土木に関する安全講習 ・ ドローン ・ クレーン ・ 大型免許 ・ 林業 ・ 塗装 ・ 測量 ・ CAD ・ フォークリフト ・ 電気工事 ・ 水道修理 ・ ペット美容関係 ・ ビル管理 ・ 保育士
その他意見・要望
・ PCスキル、SNS広告等、得意な方を育成してほしい ・ ものづくりに対応した、システム関連のトレーニング (自動化、AI、DX) ・ 支援記録もPCやタブレットのため、高齢の方でもPCの基礎的な知識があるとよい。(医療・福祉)

※一部抜粋
※複数回答

令和6年4月開校予定教育訓練指定講座（専門実践・特定一般）

専門実践教育訓練指定講座

指定開始日										
開始日	全国	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
24年4月～	726	40	7	5	8	10	17	20	12	
23年4月～	1,094	54	7	3	18	15	6	9	16	
22年4月～	801	41	8	10	20	10	7	6	14	
21年10月～	351	9	3	4	6	2	7	3	9	
合計	2,972	144	25	22	52	37	37	38	51	

実施方法										
態様	全国	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
eラーニング	179	4	0	0	0	0	0	0	0	
一部eラーニング	170	1	3	6	0	0	0	0	6	
通信	318	24	7	0	2	0	5	0	2	
通学	2,305	115	15	16	50	37	32	38	43	
合計	2,972	144	25	22	52	37	37	38	51	

実施区分										
区分	全国	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
土日	=	0	0	0	0	0	0	0	0	
平日夜間	129	6	0	1	1	1	3	0	2	
平日夜間、土日	141	2	0	0	0	0	0	0	5	
平日昼間	1,936	102	15	12	47	33	29	37	36	
平日昼間、土日	84	5	0	3	2	3	0	1	0	
平日昼間、夜間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
平日昼間、夜間、土日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(通学以外)	667	29	10	6	2	0	5	0	8	
合計	2,957	144	25	22	52	37	37	38	51	

特定一般教育訓練指定講座

指定開始日										
開始日	全国	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
24年4月～	193	6	0	5	3	2	10	0	1	
23年4月～	313	5	0	0	0	4	1	0	0	
22年4月～	157	7	0	1	1	0	1	0	0	
21年10月～	44	2	0	0	0	0	0	0	0	
合計	707	20	0	6	4	6	12	0	1	

実施方法										
態様	全国	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
eラーニング	114	6	0	1	3	0	3	0	1	
一部eラーニング	39	5	0	0	0	0	0	0	0	
通信	80	7	0	0	0	0	2	0	0	
通学	474	2	0	5	1	6	7	0	0	
合計	707	20	0	6	4	6	12	0	1	

実施区分										
区分	全国	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
土日	8	0	0	0	0	0	1	0	0	
平日夜間	26	0	0	0	0	0	0	0	0	
平日夜間、土日	2	1	0	0	1	0	0	0	0	
平日昼間	71	0	0	0	0	0	2	0	0	
平日昼間、土日	70	1	0	0	0	6	3	0	1	
平日昼間、夜間	9	0	0	0	0	0	0	0	0	
平日昼間、夜間、土日	288	0	0	5	0	0	1	0	0	
(通学以外)	233	18	0	1	3	0	5	0	0	
合計	707	20	0	6	4	6	12	0	1	

※一般教育訓練講座については、令和6年4月公表予定

【専門実践】デジタル技術の進展を踏まえたニーズに応じた人材育成を行う第四次産業革命スキル習得講座や専門職学位を取得する過程、看護師などの資格取得を目標とする養成課程など。

【特定一般】介護支援専門員実務研修、大型自動車第一種免許などの業務独占資格の取得を目標とする課程。

【県内の状況】⇒【専門実践】については全37講座（うち通信5）、介護・医療・福祉分野24、IT・デジタル分野4、その他9（調理・美容等）

⇒【特定一般】については全12講座（通学7、通信2、eラーニング3）、介護・医療・福祉分野のみ。

教育訓練給付の講座指定の対象となる主な資格・試験など

輸送・機械運転関係

大型自動車第一種・第二種免許
中型自動車第一種・第二種免許
大型特殊自動車免許
準中型自動車第一種免許
普通自動車第二種免許
フォークリフト運転技能講習
けん引免許
車両系建設機械運転・玉掛・小型移動式クレーン・高所作業車運転・床上操作式クレーン・不整地運搬車運転技能講習
移動式クレーン運転士免許
クレーン・デリック運転士免許

情報関係

第四次産業革命スキル習得講座
ITSSレベル3以上(120時間以上)の資格取得を目指す講座(シスコ技術者認定資格等)
ITSSレベル3以上(120時間未満)又はITSSレベル2以上の資格取得を目指す講座(基本情報技術者試験等)
ITパスポート
Webクリエイター能力認定試験
Illustratorクリエイター能力認定試験
CAD利用技術者試験



専門実践教育訓練給付

最大で受講費用の70%〔年間最大56万円〕を受講者に支給



特定一般教育訓練給付

受講費用の40%〔上限20万円〕を受講者に支給



一般教育訓練給付

受講費用の20%〔上限10万円〕を受講者に支給

専門的サービス関係

キャリアコンサルタント

社会保険労務士試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定試験
行政書士、税理士
中小企業診断士試験
通関士、マンション管理士試験
司法書士、弁理士
気象予報士試験
土地家屋調査士

司書・司書補
産業カウンセラー試験
公認内部監査人認定試験

事務関係

Microsoft Office Specialist 2016
VBAエキスパート
簿記検定試験(日商簿記)
日本語教員、IELTS
日本語教育能力検定試験
実用英語技能検定(英検)
TOEIC、VERSANT、TOEFL iBT
中国語検定試験
HSK漢語水平考試
「ハングル」能力検定
建設業経理検定

医療・社会福祉・保健衛生関係

介護福祉士(介護福祉士実務者研修を含む)
社会福祉士
保育士
看護師、准看護師、助産師
精神保健福祉士、はり師
柔道整復師、歯科技工士
理学療法士、作業療法士
言語聴覚士、栄養士
管理栄養士、保健師
美容師、理容師
あん摩マッサージ指圧師
きゅう師、臨床工学技士
視能訓練士
臨床検査技師

主任介護支援専門員研修
介護支援専門員実務研修
介護福祉士実務者研修
介護職員初任者研修
特定行為研修
喀痰吸引等研修
福祉用具専門相談員
登録販売者
衛生管理者免許試験

医療事務技能審査試験
医療事務認定実務者(R)試験
調剤薬局事務検定試験
健康管理士一般指導員
資格認定試験
メンタルヘルス・マネジメント
検定試験

営業・販売関係

調理師

宅地建物取引士資格試験

インテリアコーディネーター
パーソナルカリスト検定
ソムリエ呼称資格認定試験
国内旅行業務取扱
管理者試験

技術関係

測量士補、電気工事士
航空運航整備士
自動車整備士
海技士

電気主任技術者試験
建築士
技術士
土木施工管理技術検定
建築施工管理技術検定
管工事施工管理技術検定
電気通信工事担任者試験

製造関係

製菓衛生師

パン製造技能検定試験

大学・専門学校等の講座関係

職業実践専門課程
(商業実務、文化、工業、衛生、動物、情報、デザイン、自動車整備、土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・家政、医療、経理・簿記、電気・電子、ビジネス、社会福祉、農業など)

職業実践力育成プログラム
(保健、社会科学、工学・工業など)

キャリア形成促進プログラム
(医療、文化教養、商業実務関係)

専門職学位
(ビジネス・MOT、教職大学院、法科大学院など)

短時間の職業実践力育成プログラム
(人文科学・人文)

短時間のキャリア形成促進プログラム
(文化教養関係)

修士・博士
履修証明
科目等履修生

宮崎県における指定講座の状況（訓練機関の所在地別・主な資格別） （令和5年10月1日時点）

		全国				宮崎県			
		計	専門実践	特定一般	一般	計	専門実践	特定一般	一般
輸送・機械運転関係	大型自動車第一種免許	2460	－	80	2380	14	－	1	13
	中型自動車第一種免許	1688	－	56	1632	15	－	0	15
	準中型自動車第一種免許	763	－	32	731	10	－	0	10
	大型特殊自動車免許	676	－	20	656	9	－	0	9
	大型自動車第二種免許	661	－	33	628	0	－	0	0
	フォークリフト運転技能講習	301	－	3	298	6	－	0	6
	けん引免許	152	－	12	140	3	－	0	3
	その他	972	－	15	957	13	－	0	13
医療・社会福祉・保健衛生関係	医療事務技能審査試験	7	－	－	7	0	－	－	0
	介護福祉士（実務者研修含む）	1538	295	21	1222	8	3	0	5
	介護支援専門員	107	－	64	43	0	－	0	0
	喀痰吸引等研修修了	57	－	14	43	0	－	0	0
	介護職員初任者研修	277	－	75	202	2	－	1	1
	看護師	287	280	0	7	6	6	0	0
	特定行為研修	265	－	67	198	0	－	0	0
	社会福祉士	164	125	6	33	3	3	0	0
	保育士	126	108	3	15	1	1	0	0
	精神保健福祉士	111	85	0	26	1	1	0	0
	歯科衛生士	115	112	0	3	2	2	0	0
	その他	569	415	9	145	6	6	0	0
専門的サービス関係	税理士	205	－	0	205	0	－	0	0
	社会保険労務士試験	118	－	3	115	0	－	0	0
	行政書士	50	－	0	50	0	－	0	0
	その他	178	22	0	156	0	0	0	0

宮崎県における指定講座の状況（訓練機関の所在地別・主な資格別） （令和5年10月1日時点）

		全国				宮崎県			
		計	専門実践	特定一般	一般	計	専門実践	特定一般	一般
情報関係	Microsoft Office Specialist	75	—	—	75	0	—	—	0
	CAD利用技術者試験	25	—	—	25	0	—	—	0
	Webクリエイター能力認定試験	47	—	—	47	0	—	—	0
	第四次産業革命スキル習得講座	129	129	—	—	0	0	—	—
	その他	128	3	10	115	1	0	0	1
事務関係	TOEIC	166	—	—	166	0	—	—	0
	簿記検定試験（日商簿記）	84	—	—	84	0	—	—	0
	中国語検定試験	32	—	—	32	0	—	—	0
	「ハングル」能力検定	5	—	—	5	0	—	—	0
	実用フランス語技能検定試験	4	—	—	4	0	—	—	0
	日本語教員	53	—	—	53	0	—	—	0
	その他	80	—	—	80	0	—	—	0
営業・販売・サービス関係	宅地建物取引士資格試験	122	—	4	118	0	—	0	0
	その他	371	295	0	76	5	5	0	0
製造関係	計	34	11	0	23	1	1	0	0
技術・農業関係	建築士	56	—	0	56	0	—	0	0
	建築施工管理技術検定	51	—	0	51	0	—	0	0
	土木施工管理技術検定	59	—	0	59	0	—	0	0
	その他	226	19	3	204	1	0	0	1
大学・専門学校等の講座関係	修士・博士	624	—	—	624	4	—	—	4
	キャリア形成促進プログラム	6	5	1	—	0	0	0	—
	職業実践専門課程	664	664	—	—	9	9	—	—
	職業実践力育成プログラム	240	198	42	—	1	1	0	—
	専門職大学院	95	94	—	1	0	0	—	0
	科目等履修生	15	—	—	15	0	—	—	0
	履修証明	28	—	—	28	1	—	—	1
	その他	1	1	0	—	0	0	0	—

都道府県別の教育訓練給付の受給者数・支給額について（令和４年度）

○ 居住地別の受給者数について、専門実践教育訓練給付初回受給者、特定一般及び一般教育訓練給付受給者の合計は約11万7千人となっており、最も多い東京では約1万8千人で全体に占める受給者割合は約15%となっている。

○ 都道府県別の教育訓練給付の受給者数・支給額（2022年度）

都道府県番号	都道府県名	専門実践（初回受給者数） （※１）	専門実践（延べ受給者数） （※２）	支給額（千円）	特定一般＋一般	支給額（千円）	都道府県番号	都道府県名	専門実践（初回受給者数） （※１）	専門実践（延べ受給者数） （※２）	支給額（千円）	特定一般＋一般（受給者数）	支給額（千円）
1	北海道	1,380	3,431	389,441	3,816	273,308	25	滋賀県	318	702	99,725	726	58,234
2	青森県	234	702	73,896	595	61,944	26	京都府	642	1,741	289,030	1,616	286,104
3	岩手県	295	605	55,629	983	41,382	27	大阪府	3,002	8,051	1,208,116	5,905	737,137
4	宮城県	407	1,094	160,285	1,354	112,512	28	兵庫県	1,709	4,403	620,135	3,803	479,161
5	秋田県	178	411	31,559	588	10,950	29	奈良県	378	926	116,608	681	101,747
6	山形県	155	409	43,506	702	27,934	30	和歌山県	174	385	42,780	637	25,239
7	福島県	271	707	84,568	1,118	91,299	31	鳥取県	89	273	36,817	344	33,434
8	茨城県	612	1,677	216,920	1,448	186,410	32	島根県	121	353	43,623	373	45,572
9	栃木県	454	1,196	149,356	1,182	114,921	33	岡山県	408	1,020	120,145	1,223	136,034
10	群馬県	508	1,554	197,209	1,218	152,376	34	広島県	699	1,902	219,840	1,935	184,859
11	埼玉県	2,316	6,205	979,814	5,019	706,295	35	山口県	268	724	73,401	725	41,710
12	千葉県	1,605	4,397	663,289	3,885	355,656	36	徳島県	146	339	38,071	425	29,540
13	東京都	6,349	17,303	3,125,375	11,456	1,573,229	37	香川県	268	916	125,619	559	145,662
14	神奈川県	3,503	8,522	1,297,631	6,501	632,835	38	愛媛県	422	996	110,033	787	107,543
15	新潟県	343	888	128,356	1,672	145,172	39	高知県	121	450	66,650	420	95,393
16	富山県	152	301	32,304	537	10,429	40	福岡県	1,650	4,912	656,617	2,902	621,736
17	石川県	222	554	58,305	461	50,776	41	佐賀県	298	1,148	135,329	350	81,544
18	福井県	166	333	26,327	516	11,916	42	長崎県	314	894	93,452	449	55,109
19	山梨県	126	354	40,548	269	46,775	43	熊本県	418	1,257	146,517	1,060	132,614
20	長野県	380	885	97,055	1,315	73,360	44	大分県	271	830	99,166	564	74,812
21	岐阜県	285	985	123,481	1,032	117,292	45	宮崎県	294	923	105,227	544	63,107
22	静岡県	796	1,894	216,841	2,239	169,667	46	鹿児島県	457	1,328	155,077	720	168,909
23	愛知県	1,848	4,766	717,814	4,988	601,272	47	沖縄県	511	1,743	240,269	564	260,519
24	三重県	343	912	115,924	1,076	104,312		全国計	35,906	96,301	13,829,376	81,282	9,628,770

（※１）（※２）：専門実践教育訓練給付は6月ごとに支給している。「専門実践（初回受給者数）」は2022年度に1回目の支給を受けた者。「専門実践（延べ受給者数）」は2022年度中に支給を受けた延べ人数。

（注）：全国計は決算値であり、各都道府県分は業務統計値であるため、各都道府県の合計は全国計に一致しない。

第2回中央職業能力開発促進協議会資料（抜粋）【参考資料】

・資料3-1	令和6年度 全国職業訓練実施計画(案)	 P1～8
・参考資料2	地域協議会設置要綱策定要領及び地域協議会実施要領の一部改正について	 P9～19
・資料3-4	ハロートレーニング(公的職業訓練)に係る令和6年度予算案	 P20～22
・参考資料7	教育訓練給付制度の指定講座の状況等	 P23～26
・資料4	教育訓練給付制度における地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大について	 P27～33

※資料はHP https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37582.html に掲載
(「第2回中央職業能力開発促進協議会」で検索)

令和6年度 全国職業訓練実施計画（案）

第1 総則

1 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、都道府県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、都道府県労働局、ハローワーク、地方公共団体等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

2 計画期間

計画期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

3 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

第2 労働市場の動向、課題等

1 労働市場の動向と課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、有効求人倍率や完全失業率の悪化など雇用への大きな影響が見られたものの、足下の令和5年11月現在では求人の持ち直しの動きが堅調である。一方、コロナ禍からの経済活動の再開に伴って人手不足感が再び深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要であり、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

また、中長期的にみると、我が国は少子化による労働供給制約という課題を抱えている。こ

うした中で、我が国が持続的な経済成長を実現していくためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション（以下「DX等」という。）の進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。加えて、企業規模等によってはDX等の進展への対応に遅れがみられることにも留意が必要である。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、デジタル分野については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）」（令和5年12月26日閣議決定）等において、デジタル人材が質・量ともに不足していることと、都市圏への偏在といった課題を解決するために、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組むこととしている。

障害者については、ハローワークにおける新規求職申込件数が増加傾向にあり、障害者の障害特性やニーズに応じた就職が実現できるよう、一層の環境整備が求められるとともに、人生100年時代の到来による職業人生の長期化を踏まえ、今後は雇入れ後のキャリア形成支援を進めていく必要がある。また、障害者の福祉から雇用への移行を促進するため、障害者雇用施策と障害者福祉施策が連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

2 直近の公的職業訓練をめぐる状況

令和5年度の新規求職者は令和5年11月末現在で3,027,813人（前年同月比98.7%）であり、そのうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は令和5年11月末現在で1,404,406人（前年同月比97.5%）であった。

これに対し、令和5年度の公的職業訓練の受講者数については、以下のとおりである。

＜令和5年4月～11月＞

離職者に対する公共職業訓練	73,693人（前年同期比90.9%）
求職者支援訓練	29,672人（前年同期比122.8%）
在職者訓練	56,358人（前年同期比112.5%）

第3 令和6年度の公的職業訓練の実施方針

令和4年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

- ① 応募倍率が低く、就職率が高い分野（「介護・医療・福祉分野」）があること
- ② 応募倍率が高く、就職率が低い分野（「IT分野」「デザイン分野」）があること
- ③ 委託訓練の計画数と実績は乖離しており、さらに令和4年度は委託訓練受講者が減少していること
- ④ デジタル人材が質・量とも不足、都市圏偏在があること

といった課題がみられた。

これらの課題の解消を目指し、令和6年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

①については、引き続き、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨の強化を行う。

②については、IT分野、デザイン分野とも、一層のコース設定の促進を図る。デザイン分野は求人ニーズに即した効果的な訓練内容かの検討も併せて行う。また、求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識の向上や、訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図るとともに、訓練修了者の就職機会の拡大に資するよう訓練修了者歓迎求人等の確保に取り組む。

③については、開講時期の柔軟化、受講申込み締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等、受講者数増加のための取組を行う。

④については、職業訓練のデジタル分野への重点化を進め、一層のコース設定の促進を図る。

第4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

1 離職者に対する公的職業訓練

(1) 離職者に対する公共職業訓練

ア 対象者数及び目標

(国の施設内訓練)

対象者数	23,000 人
目標	就職率：82.5%

(委託訓練)

対象者数	118,599 人
目標	就職率：75%

イ 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項等

離職者に対する公共職業訓練については、訓練内容や訓練コースの設定について、以下の点を踏まえた実施に努める。

① 職業訓練の内容等

- ・ 職業訓練の内容に応じた様々な民間教育訓練機関を活用した多様な職業能力開発の機会の提供にあつては、都道府県又は市町村が能開法第16条第1項または第2項の規定に基づき設置する施設（障害者職業能力開発施校を除く。）において実施する職業訓練との役割分担を踏まえる。
- ・ 国の施設内訓練については、民間教育訓練機関では実施できないものづくり分野において実施する。
- ・ 受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。
- ・ 委託訓練については、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技

術を利活用できるようにすることが重要であるとされていることから、デジタル分野以外の全ての訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。

- ・ 経済社会が急速に変化する中、一人ひとりが能力を発揮し、それに適した賃金や処遇を得られ、安定して働くことができる環境整備の一環として、必要に応じ職業能力評価制度との連動をより意識した内容とする。

② 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・ IT 分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEB デザイン関連の資格取得を目指すコースや企業実習を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置、オンライン訓練（e ラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費を委託費の対象とする措置に加え、DX 推進スキル標準に対応した訓練コースについて、委託費の上乗せ措置の対象とすることにより、訓練コースの設定を推進する。
- ・ IT 分野、デザイン分野については、求人ニーズに即した効果的な訓練内容になっているか、検討した上で、求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識の向上や、訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図るとともに、訓練修了者の就職機会の拡大に資するよう訓練修了者歓迎求人等の確保に取り組み、十分な就職支援を実施する。
- ・ IT 分野、デザイン分野については、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等ハローワークと連携した就職支援を実施する。
- ・ ものづくり分野については、DX 等に対応した職業訓練コースを充実させる。
- ・ 介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置により、訓練コースの設定を促進する。
- ・ 介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。
- ・ 委託訓練については、計画数を踏まえ、十分な訓練機会の確保に努めるとともに、開講時期の柔軟化、受講申込み締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等、受講者数増加のための取組を行う。

③ 対象者に応じた訓練コースの設定等

- ・ 育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースや、オンライン訓練（e ラーニングを含む。）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。
- ・ 雇用のセーフティネットとして、母子家庭の母等のひとり親、刑務所を出所した者、定住外国人等特別な配慮や支援を必要とする求職者に対して、それぞれの特性に応じ

た職業訓練を実施する。

- ・ これまで能力開発の機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象とした国家資格の取得等を目指す長期の訓練コースについては、対象となる者の受講促進に努め、正社員就職に導くことができる充実した訓練の実施を推進する。

(2) 求職者支援訓練

ア 対象者数及び目標

対象者数 48,261 人に訓練機会を提供するため、訓練認定規模の上限 64,348 人

目標 雇用保険適用就職率：基礎コース 58% 実践コース 63%

イ 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項等

求職者支援訓練については、訓練内容や訓練コースの設定について、以下の点を踏まえた実施に努める。

① 職業訓練の内容等

- ・ 基礎的能力を習得する職業訓練(基礎コース)及び実践的能力を習得する職業訓練(実践コース)を設定することとし、全国の認定規模の割合は以下のとおりとする。

基礎コース 訓練認定規模の 30%程度

実践コース 訓練認定規模の 70%程度

※ 実践コース全体の訓練認定規模に対してデジタル分野 30%、介護分野 20%を下限の目安として設定する。

- ・ 地域ニーズ枠については、より安定した就職の実現に資するよう、各地域の状況や工夫に応じて主体的に独自の訓練分野、特定の対象者又は特定の地域を念頭に置いた訓練等について、全ての都道府県の地域職業訓練実施計画で設定する。地域ニーズ枠の設定に当たっては、公共職業訓練(離職者訓練)の訓練規模、分野及び時期も踏まえた上で、都道府県の認定規模の 20%以内で設定する。
- ・ 新規参入となる職業訓練の上限は以下のとおりとする。

基礎コース 30%

実践コース 10%
- ・ 新規参入枠については、地域において必ず設定することとするが、一の申請対象期間における新規参入枠以外の設定数(以下「実績枠」という。)に対する認定申請が、当該実績枠の上限を下回る場合は、当該実績枠の残余を、当該申請対象期間内の新規参入枠とすることも可能とする。
- ・ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから、実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。
- ・ 受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。
- ・ 全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用できるようになることが重要であるとされていることから、デジタル分野以外の全ての訓練コー

スにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。

- ・ 経済社会が急速に変化する中、一人ひとりが能力を発揮し、それに適した賃金や処遇を得られ、安定して働くことができる環境整備の一環として、必要に応じ職業能力評価制度との連動をより意識した内容とする。

② 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・ IT 分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEB デザイン関連の資格取得を目指す訓練コースへの基本奨励金の上乗せ措置、企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースやオンライン訓練（e ラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費への奨励金支給措置に加え、DX 推進スキル標準に対応した訓練コースについて、基本奨励金の上乗せ措置の対象とすることにより、訓練コースの設定を推進する。
- ・ IT 分野、デザイン分野については、求人ニーズに即した効果的な訓練内容になっているか、検討した上で、求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識の向上や訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図るとともに、訓練修了者の就職機会の拡大に資するよう訓練修了者歓迎求人等の確保に取り組み、十分な就職支援を実施すること。
- ・ IT 分野、デザイン分野については、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等ハローワークと連携した就職支援を実施する。
- ・ 介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースへの奨励金支給措置により、訓練コースの設定を促進する。
- ・ 介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。

③ 対象者に応じた訓練コースの設定等

- ・ 育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースや、オンライン訓練（e ラーニングを含む。）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

2 在職者に対する公共職業訓練等

（1）対象者数

公共職業訓練（在職者訓練）	65,000 人
生産性向上支援訓練	48,500 人

（2）職業訓練の内容等

- ・ 在職者訓練については、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、都道府県等又は民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施する。
- ・ ものづくり分野において、企業の中で中核的役割を果たしている者を対象に、専門的知識及び技能・技術を習得させる高度なものづくり訓練を実施する。さらに、生産性向上人材育成支援センターにおいては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材や生産性向上に関する相談等に対応するとともに、課題の解消に向けた適切な職業訓練のコーディネート等の事業主支援を実施する。
- ・ ものづくり分野については、DX 等に対応した職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図る。
- ・ 訓練の効果を客観的に把握する観点から、訓練コースの受講を指示した事業主等に対して、受講者が習得した能力の職場での活用状況について確認する。

3 学卒者に対する公共職業訓練

(1) 対象者数及び目標

対象者数 5,800 人（専門課程 3,900 人、応用課程 1,800 人、普通課程 100 人）

目標 就職率：95%

(2) 職業訓練の内容等

- ・ 産業の基盤を支える人材を養成するために、職業能力開発大学校等において、理論と技能・技術を結びつけた実学融合の教育訓練システムにより、最新の技能・技術に対応できる高度なものづくりを支える人材（高度実践技能者）を養成する。特に、DX 等に対応した職業訓練コースを充実する。

4 障害者等に対する公共職業訓練

(1) 対象者数及び目標

(施設内訓練)

対象者数 2,930 人

目標 就職率：70%

(委託訓練)

対象者数 3,380 人

目標 就職率：55%

(2) 職業訓練の内容等

- ・ 障害者職業能力開発校においては、精神障害者を始めとする職業訓練上特別な支援を要する障害者を重点的に受け入れて、個々の受講者の障害の特性等に応じた公共職業訓練を一層推進する。
- ・ 都道府県が職業能力開発校において、精神保健福祉士等の配置、障害者に対する職業訓練技法等の普及を推進することにより、精神障害者等を受け入れるための体制整備に努

める。

- ・ 障害者委託訓練の設定については、就職に結びつきやすい実践能力習得訓練コースの設定を促進しつつ、委託元である都道府県が関係機関と連携を図り、対象となる障害者の確保、法定雇用率が未達成である企業や障害者の雇用の経験の乏しい企業を含めた委託先の新規開拓に取り組む。障害者委託訓練のうち知識・技能習得訓練コース等において、障害を補うための職業訓練支援機器等を活用した場合、職場実習機会を付与した場合や就職した場合の経費の追加支給を実施するなど、訓練内容や就職支援の充実を図りながら、引き続き推進する。
- ・ 障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練コースの見直しを実施する。
- ・ ハローワーク等との連携の下、在職する障害者の職業能力の開発及び向上を図るための在職者訓練の設定・周知等に努める。
- ・ 定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図るほか、当該公共職業訓練の受講者に対し、ハローワーク等との連携強化の下、当該公共職業訓練の開始時から計画的な就職支援を実施する。
- ・ 「職業能力開発施設における障害者職業訓練の在り方について」（障害者職業能力開発校の在り方に関する検討会報告書）を踏まえた取組を推進する。

職 発 1227 第 2 号
開 発 1227 第 1 号
令和 5 年 12 月 27 日

各都道府県労働局長 殿

厚 生 労 働 省
職 業 安 定 局 長
(公 印 省 略)
人 材 開 発 統 括 官
(公 印 省 略)

「地域職業能力開発促進協議会設置要綱策定要領」及び「地域職業能力開発促進協議会実施要領」の一部改正について

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の規定による地域職業能力開発促進協議会については、令和 4 年 8 月 25 日付け職発 0825 第 1 号・開発 0825 第 2 号「地域職業能力開発促進協議会の設置・運営について」（以下「通達」という。）により実施してきたところであるが、労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会等において、教育訓練給付制度の指定講座について地域偏在が指摘されていること等から、通達で定める「地域職業能力開発促進協議会設置要綱策定要領」及び「地域職業能力開発促進協議会実施要領」を別紙 1～2 のとおり改正することとするので、都道府県労働局においてはその実施に遺漏無きよう期されたい。

○「地域職業能力開発促進協議会設置要綱策定要領」（令和 4 年 8 月 25 日付け職発 0825 第 1 号・開発 0825 第 2 号別添 1）の一部改正関係

改 正 後	現 行
地域職業能力開発促進協議会設置要綱策定要領 <u>令和 4 年 10 月 1 日から適用する。</u> <u>令和 5 年 12 月 27 日 改正</u> 1 設置要綱に定める事項 (1) (略) (2) 目的 都道府県労働局及び都道府県（以下「関係機関」という。）は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の規定に基づき、都道府県の区域において、地域の関係機関が参画し、<u>以下の事項について協議を行う地域職業能力開発促進協議会を設置する。</u> ① <u>職業能力開発促進法第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定の促進及び訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等</u> ② <u>雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 60 条の 2 第 1 項に規定する教育訓練給付について、地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大等</u> なお、設置主体については、関係機関の両者又はいずれかとし、都道府県と調整の上、設置要綱に記載すること。	地域職業能力開発促進協議会設置要綱策定要領 1 設置要綱に定める事項 (1) (略) (2) 目的 都道府県労働局及び都道府県（以下「関係機関」という。）は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の規定に基づき、都道府県の区域において、地域の関係機関が参画し、<u>同法第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う地域職業能力開発促進協議会を設置する。</u> なお、設置主体については、関係機関の両者又はいずれかとし、都道府県と調整の上、設置要綱に記載すること。

(3) ～ (6) (略) (7) 協議事項 次に掲げる事項について協議する。 ①～④ (略) ⑤ <u>地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等に関すること。</u> ⑥ その他必要な事項に関すること。 (8) ～ (10) (略) 2 (略)	(3) ～ (6) (略) (7) 協議事項 次に掲げる事項について協議する。 ①～④ (略) ⑤ その他必要な事項に関すること。 (8) ～ (10) (略) 2 (略)
--	--

○「地域職業能力開発促進協議会実施要領」（令和 4 年 8 月 25 日付け職発 0825 第 1 号・開発 0825 第 2 号別添 2）の一部改正関係

改 正 後	現 行
地域職業能力開発促進協議会実施要領 <u>令和 4 年 10 月 1 日から適用する。</u> <u>令和 5 年 12 月 27 日 改正</u> 1・2 （略） 3 具体的な進め方等 設置要綱策定要領 1（7）の協議事項について、具体的な内容及び進め方は以下のとおりとする。 （1）・（2）（略） （3）<u>公的職業訓練の</u>効果の把握・検証 （略） <u>（4）（略）</u> <u>（5）（略）</u> <u>（6）地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等について</u> <u>都道府県労働局管轄内における教育訓練給付制度の実施状況（指定講座数や受給者数）について、全国の状況と比較しながら説明し、関係者で意見交換を行う。</u> <u>（7）（略）</u> 4～6 （略）	地域職業能力開発促進協議会実施要領 1・2 （略） 3 具体的な進め方等 設置要綱策定要領 1（7）の協議事項について、具体的な内容及び進め方は以下のとおりとする。 （1）・（2）（略） （3）訓練効果の把握・検証 （略） <u>（4）（略）</u> <u>（5）（略）</u> <u>（6）（略）</u> 4～6 （略）

地域職業能力開発促進協議会設置要綱策定要領

令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

令和 5 年 12 月 27 日 改正

1 設置要綱に定める事項

(1) 名称

協議会の名称は、「地域職業能力開発促進協議会」の前に当該都道府県名を付する。

設置要綱については、「地域職業能力開発促進協議会設置要綱」の前に当該都道府県名を付する。

(2) 目的

都道府県労働局及び都道府県（以下「関係機関」という。）は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の規定に基づき、都道府県の区域において、地域の関係機関が参画し、以下の事項について協議を行う地域職業能力開発促進協議会を設置する。

① 職業能力開発促進法第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定の促進及び訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等

② 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 60 条の 2 第 1 項に規定する教育訓練給付について、地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大等
なお、設置主体については、関係機関の両者又はいずれかとし、都道府県と調整の上、設置要綱に記載すること。

(3) 構成員

地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）は、以下に掲げる者を構成員とする。

① 都道府県労働局

- ② 都道府県
- ③ 公共職業能力開発施設を設置する市町村
- ④ 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
- ⑤ 労働者団体
- ⑥ 事業主団体
- ⑦ 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体
- ⑧ 学識経験者
- ⑨ その他関係機関が必要と認める者

(4) ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

(5) 会長

- ① 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- ② 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- ③ 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(6) 協議会の開催

年2回以上の開催とする。

(7) 協議事項

次に掲げる事項について協議する。

- ① 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関すること。
- ② 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関すること。
- ③ キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関すること。
- ④ 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関すること。
- ⑤ 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等に関すること。
- ⑥ その他必要な事項に関すること。

(8) 事務局

事務局については、関係機関の両者又はいずれかとし、都道府県と調整の上、設置要綱に記載すること。

(9) その他

- ① 協議会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場

合を除き、公開とする。

② 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

③ この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

(10) 附則

附則として施行日を定めることとし、施行日は協議会の開催日とする。

2 策定にあつての留意事項

1 (3) に規定する構成員のうち①から⑧については、職業能力開発促進法第15条第1項の規定に基づき、協議会の成立に必要なことに留意すること。

地域職業能力開発促進協議会実施要領

令和4年10月1日から適用する。

令和5年12月27日 改正

1 開催

地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）は、年2回以上の開催とし、次年度の公的職業訓練の訓練設定時期等を考慮して開催する。

2 構成員

「地域職業能力開発促進協議会設置要綱策定要領」（以下「設置要綱策定要領」という。）1（3）に掲げる協議会の構成員（以下「構成員」という。）について、具体的には以下の者を想定していること。

（1）公共職業能力開発施設を設置する市町村

横浜市

（2）職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体（以下「訓練・教育機関」という。）

次の①から④については必ず構成員とするが、このうち②から④については団体又は団体が推薦する者とする。

また、⑤については、社会人を対象とするコースを設置している大学等であって協議会への参画を希望する者を構成員とすること。

① 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県支部（以下「雇用支援機構」という。）

② 都道府県専修学校各種学校協会

③ 都道府県職業能力開発協会

④ 一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会

⑤ リカレント教育を実施する大学等

（3）労働者団体

日本労働組合総連合会都道府県連合会

（4）事業主団体

① 都道府県経営者協会

② 都道府県中小企業団体中央会

③ 都道府県商工会議所

④ 都道府県商工会連合会

⑤ 必要に応じて、①から④の他に職業訓練コースの設定に係る業界団体等の参画を求めることができる。

- (5) 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体（以下「職業紹介事業者等」という。）
管内に事業所のある者
- (6) 学識経験者
職業能力の開発及び向上の促進に関する分野に精通している者
- (7) その他関係機関が必要と認める者
協議会の開催毎に定めることとするが、特に以下の者については積極的に構成員としての参画を求めること。
- ① 職業訓練を受講する求職者のニーズ等を把握するための関係者
効果的な職業訓練の実施にあたって、利用する求職者のニーズ等を踏まえることも有用であることから、協議会が取り上げるテーマに沿って、その都度、当事者又は支援団体等の参画を求めること。
- (例)
- ・ 求職者のうち女性、高齢者、障害者等が受講する職業訓練について協議する場合には、その当事者やNPO等の支援団体
 - ・ 求職者のうち生活困窮者が受講する職業訓練について協議する場合には、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局
- ② 職業訓練を積極的に設定する成長分野等の専門家
地域における今後の産業展開も踏まえた訓練コースを設定するにあたり、デジタル化、DX（デジタルトランスフォーメーション）など成長分野の職業訓練について協議する場合は、当該分野の専門家や地域において先進的取組を実施している企業等の参画を求めること。

3 具体的な進め方等

設置要綱策定要領1（7）の協議事項について、具体的な内容及び進め方は以下のとおりとする。

（1）地域の人材ニーズの把握

協議会の構成員からの説明や構成員間の意見交換等を通じて地域の人材ニーズを把握する。

各構成員に期待する内容は以下のとおりである。

- ・ 都道府県労働局からは、管内の雇用失業情勢等の説明
- ・ 都道府県からは、産業政策、企業誘致の情報等の説明
- ・ 労働者団体からは、スキルアップ等に関する求職者・労働者の声の紹介
- ・ 事業主団体からは、人材ニーズ、スキルニーズ等に関する企業の声の紹介
- ・ 職業紹介事業者等からは、ハローワークを利用しない求職者や求人者の動向等について説明

（2）公的職業訓練の実施状況の検証

地域職業訓練実施計画に基づき、適切に公的職業訓練が行われているか検証する。

離職者向け公的職業訓練については別途通知する様式を用いて取りまとめの上、都道府県、市町村及び雇用支援機構から所管部分について、前年度の地域職業訓練実施計画と比較しながら説明を行う。

また、当該年度の離職者向け公的職業訓練の進捗状況についても取りまとめの上、都道府県、市町村及び雇用支援機構から、当該年度の地域職業訓練実施計画と比較しながら説明を行う。

公的職業訓練のうち在職者訓練、学卒者訓練及び障害者訓練については、地域職業訓練実施計画との比較が可能な任意の様式で取りまとめ、資料配付することとし、説明は省略して差し支えない。

(3) 公的職業訓練の効果の把握・検証

地域の人材育成を効果的に実施するため、訓練コースの内容がニーズに即したものであるか、訓練効果等が上がっているか等の検証や、当該検証結果を踏まえた見直しを行うこととするが、具体的な検証等は、設置要綱策定要領1(4)のワーキンググループを設置して行わせることができる。その場合、ワーキンググループの名称は「公的職業訓練効果検証ワーキンググループ」とし、具体的な進め方等は、別添3「公的職業訓練効果検証ワーキンググループ実施要領」のとおりとする。

(4) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進の取組の共有

① 構成員のうちキャリアコンサルティングを実施する機関から取組状況を説明し、構成員による意見交換を行う。

- ・ 都道府県労働局から、ハローワークにおけるキャリアコンサルティング事例等の説明
- ・ 都道府県、市町村、訓練・教育機関等から、職業訓練等に関わるキャリアコンサルティングの実施状況、事例等の説明

② 都道府県内でリカレント教育を実施している大学等からその取組内容を説明し、関係者で意見交換を行う。

(5) 次年度の地域職業訓練実施計画の策定

地域の人材ニーズに即した効果的な人材育成を行っていくために、公的職業訓練全体としての総合的な計画として、地域職業訓練実施計画を策定する。地域職業訓練実施計画の策定については別途通知する。

(6) 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等について

都道府県労働局管轄内における教育訓練給付制度の実施状況（指定講座数や受給者数）について、全国の状況と比較しながら説明し、関係者で意見交換を行う。

(7) 協議会が独自に定めるテーマ

各協議会において、職業訓練関係で課題となっているテーマを必要に応じて取り上げ、意見交換を行う。

4 協議内容の公表及び国への報告

協議会資料は、原則公表する。協議会の議事録又は議事概要とともに、各都道府県労働局のHPに掲載すること。

また、協議会資料、議事録等については、協議会開催後速やかに厚生労働省に報告すること。

5 構成員の守秘義務

協議会及びワーキンググループにおいて、構成員が、個別の訓練コースに係る効果分析等の調査や情報共有・意見交換の機会に訓練修了者等の個人情報や企業秘密等の情報を取得することが想定される。

こうした非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値するものについては、構成員に守秘義務が課される。

(具体例)

- ・ 採用企業における経営上の秘密に属しうる事項も含む経営戦略等の内容
- ・ 訓練修了者や訓練修了者を採用した企業等からのヒアリング内容のうち個人情報等にあたる内容

6 その他

他の会議等について、協議会と構成員が概ね同じ場合、関連する議題を取り扱う場合等であって、協議会と同一期日に開催することが効率的と考えられるときは、弾力的に運用することができる。

ハロートレーニング（公的職業訓練）に係る 令和6年度予算案

資料3-4

公共職業訓練

（障害者訓練を除く）

予算案 約1,021億円（約998億円）

訓練規模 約35.4万人（約35.3万人）

予算案

訓練規模

離職者訓練

約15.1万人（約15.5万人）

施設内訓練 約668億円（約653億円） 約3.3万人（約3.4万人）

委託訓練 約354億円（約345億円） 約11.9万人（約12.1万人）

在職者訓練

※

約18.2万人（約17.8万人）

（生産性向上支援訓練を含む）

学卒者訓練

※

約2.1万人（約2.1万人）

※ 公共職業訓練のうち、離職者訓練（施設内訓練）、在職者訓練及び学卒者訓練の予算は切り分けができないため、予算額については、離職者訓練（施設内訓練）に含めて計上。

予算案

約1,186億円（約1,162億円）

訓練規模

約40.8万人（約40.9万人）

障害者訓練

予算案

約54億円（約54億円）

訓練規模

約0.6万人（約0.6万人）

予算案

訓練規模

離職者訓練

約54億円（約54億円） 約0.5万人（約0.5万人）

施設内訓練 約40億円（約39億円） 約0.2万人（約0.2万人）

委託訓練 約14億円（約14億円） 約0.3万人（約0.3万人）

在職者訓練

約0.1万人（約0.1万人）

施設内訓練 ※

約0.1万人（約0.1万人）

委託訓練 ※

約0.03万人（約0.03万人）

※ 障害者訓練のうち、在職者訓練の施設内訓練及び委託訓練の予算は切り分けができないため、予算額については、離職者訓練に含めて計上。

求職者

支援訓練

予算案

約111億円（約109億円）

訓練規模

約4.8万人（約5.0万人）

〔 求職者支援制度全体 約259億円（約268億円） 〕

公共職業訓練（離職者訓練）
+ 求職者支援訓練

訓練規模

約20.0万人
（約20.5万人）

令和6年度当初予算案 540億円（546億円） ※（）内は前年度当初予算額

※令和5年度補正予算額 制度要求

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	9/10		1/10

1 事業の目的

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月閣議決定）において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和8年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされているほか、デジタル田園都市国家構想を実現するためには、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身に付け、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされている。

このため、公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練を実施する民間教育訓練機関に対する、①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せをするほか、②オンライン訓練においてパソコン等の貸与に要した経費を委託費等の対象とすることにより、デジタル推進人材の育成を行う。また、これらのデジタル分野の訓練コースを受講する方に対し、引き続き、生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）の支給を通じて早期の再就職等を支援する。さらに、全国87箇所の生産性向上人材育成支援センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）において、在職者に対して実施する③DXに対応した生産性向上支援訓練の機会を拡充し、中小企業等のDX人材育成を推進する。加えて、④デジタル分野以外の訓練コースにおいてもDXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身に付けることができるよう、質的拡充を図る。

2 事業の概要

①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せ

（1）DX推進スキル標準に対応した訓練コース又はデジタル分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースの場合、委託費等を上乗せする【拡充】

（IT分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースは、一部地域を対象に更に上乗せ）

（2）企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースについて、委託費等を1人当たり2万円上乗せする

②オンライン訓練におけるパソコン等の貸与の促進

デジタル分野のオンライン訓練（eラーニングコース）において、受講者にパソコン等を貸与するために要した経費を、1人当たり月1.5万円を上限に委託費等の対象とする

③生産性向上支援訓練（DX関連）の機会の拡充

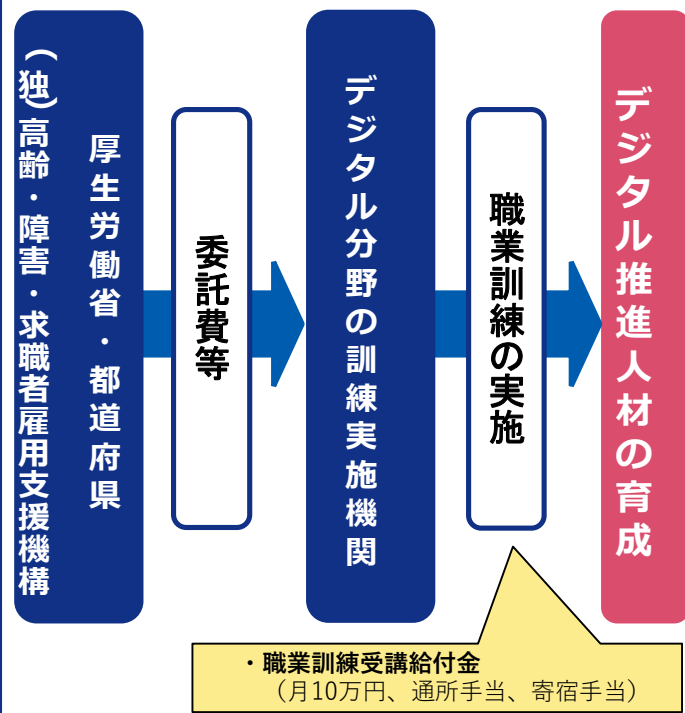
中小企業等の在職者に対して実施する、民間教育訓練機関を活用した生産性向上支援訓練（DX関連）の機会を拡充する【拡充】

④デジタルリテラシーの向上促進

デジタル分野以外の全ての公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練の訓練コースにおいて、訓練分野の特性を踏まえて、DXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身に付けることができるよう、訓練の質的拡充を図る。

※①～②は令和8年度末までの時限措置

3 スキーム・実施主体等



令和6年度当初予算案 3.1億円 (-) ※()内は前年度当初予算額

※令和5年度補正予算額 74百万円

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

変化の激しい企業のビジネス環境に対応するために労働者のスキルアップが求められている中で、正社員に対してOFF-JTを実施した事業所割合が70.4%に対し、正社員以外に対しては29.6%と、正社員以外の労働者の能力開発機会は少ない状況にあり、非正規雇用労働者等が働きながらも学びやすく、自らの希望に応じた柔軟な日時や実施方法による職業訓練を受講できるような仕組みを構築し、非正規雇用労働者等のリ・スキリングを支援することが必要である。

このため、在職中の非正規雇用労働者等の受講を前提とした様々な受講日程、実施手法等の職業訓練を試行的に実施することにより、非正規雇用労働者等のキャリアアップに効果的な職業訓練の検証を行う。

2 事業の概要・スキーム

(1) 試行事業の実施

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において、非正規雇用労働者等を対象とした職業訓練を民間教育訓練機関等への委託により実施するとともに、当該職業訓練の結果を踏まえ訓練効果・課題の検証を実施。

(2) 試行事業の内容等

ア 対象者

主に非正規雇用労働者 720名

イ 実施方法等

受講継続等に効果的であるスクーリング形式と、場所や時間を問わず受講しやすいオンライン（オンデマンド、同時双方向）形式を効果的に組み合わせて実施することを想定。

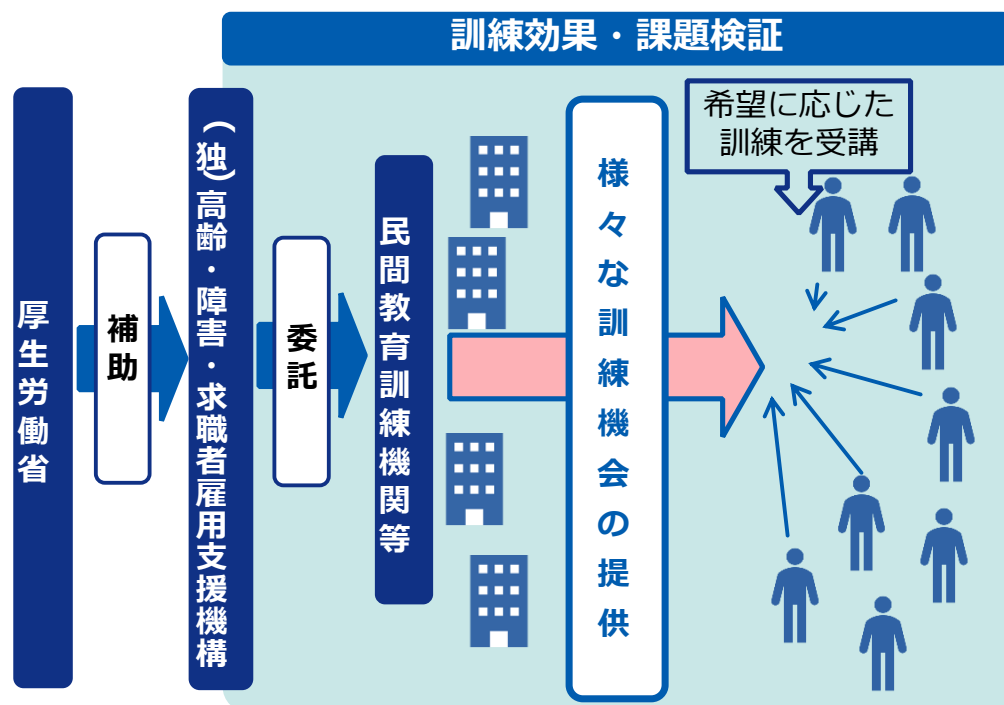
ウ 総訓練時間・受講可能期間

150時間程度。受講可能期間最大12か月（最長R6.12末まで）

エ 受講継続等の支援策

実施機関において、受講継続勧奨や学習の進捗状況に応じた支援を担当制で行う学習支援者の配置等を実施。

3 実施主体等



教育訓練給付制度の指定講座の状況等

人材開発統括官

若年者・キャリア形成支援担当参事官室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

教育訓練給付の指定申請等の概要

1. 教育訓練給付の**対象講座**になるまでの流れ

③ 教育訓練給付の対象講座として **指定（指定期間3年）**

指定基準を満たす講座を有する
教育訓練機関

4月申請は10月指定
10月申請は4月指定

(指定基準)

- ・教育訓練について、継続、安定して遂行する能力があること
- ・当該講座について1事業年度以上の事業実績を有していること
- ・施設管理者や苦情受付け等、施設管理者を配置すること

等

① 申請

申請受付は年2回
(例年4月からと10月からの約1ヶ月間)

指定希望講座の実施関係調査票及び
指定基準の確認関係書類

② 審査



厚生労働省



申請窓口等実施機関
(厚生労働省委託)

中央職業能力開発協会（令和5～6年度）

2. 教育訓練給付を**受給**するまでの流れ



厚生労働大臣の指定を受けた講座

② 教育訓練修了証明書等の発行

① 入講→講座を修了 (受講料を自ら負担)



受給の要件を
満たす者（※）

④ 支払った費用の 一定割合を**給付**

③ 支給申請の手続き

住居を管轄する
ハローワーク

(※) 特定一般教育訓練・専門実践教育訓練については、講座の受講開始1ヶ月前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成し、ハローワークにおいて、受給資格確認を行うことが必要

指定講座の状況（分野別）（令和5年10月1日時点）

- 全体で約1万5千講座を指定しており、分野別にみると最も多い「輸送・機械運転関係」が全体の約5割を占める。次いで「医療・社会福祉・保健衛生関係」「大学・専門学校等の講座関係」の順に多くなっている。
- 通信講座（e-ラーニング含む）は全体では約2割だが、「医療・社会福祉・保健衛生関係」では6割、「技術関係」「専門的サービス関係」の講座では4～5割程度と高くなっている。

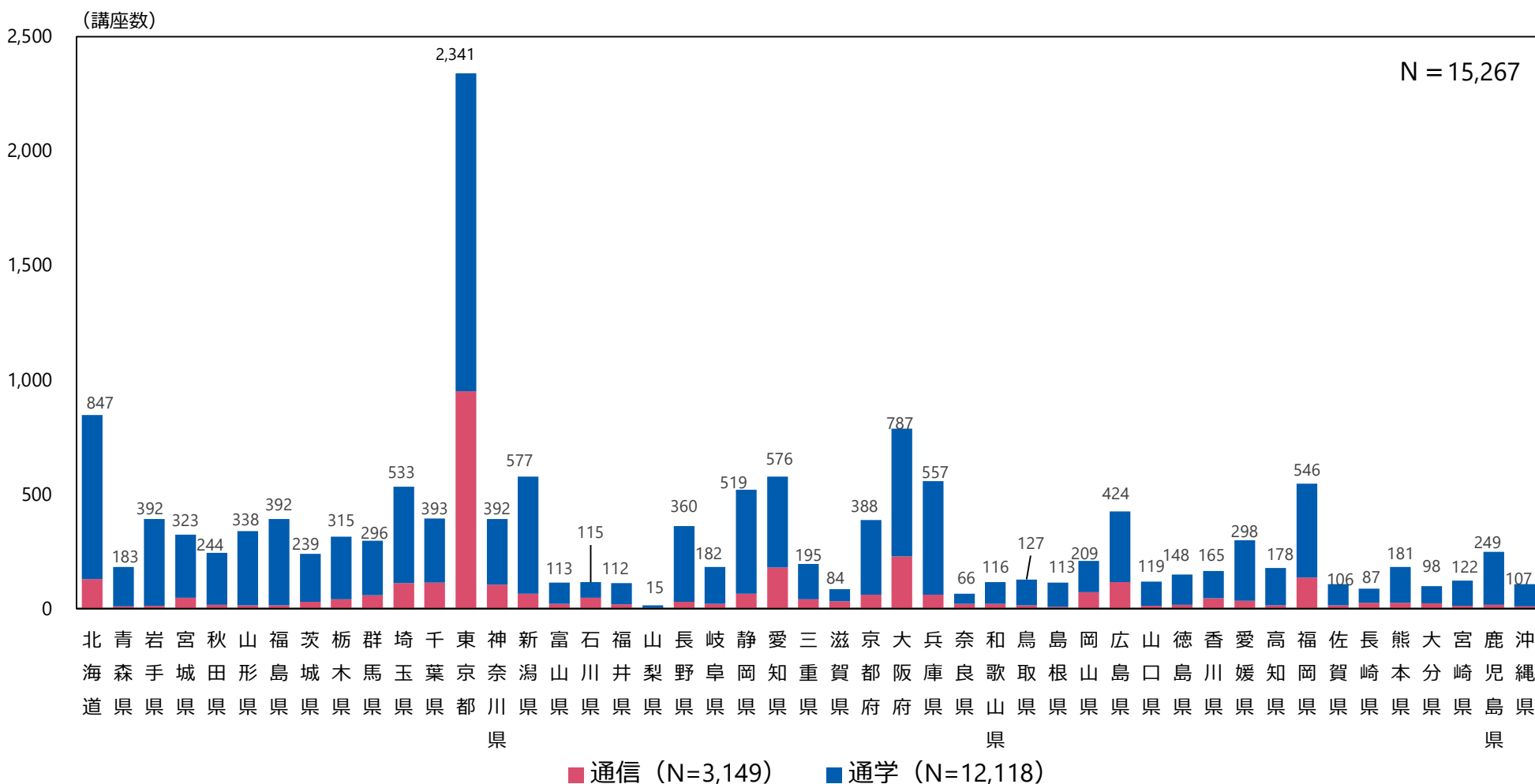
分野	講座数				通信講座（e-ラーニング含む）		土日（※1）		夜間（※1）	
	専門実践	特定一般	一般	計	講座数	割合	講座数	割合	講座数	割合
輸送・機械運転関係	0	239	7,428	7,667	1	0.0%	7,364	96.0%	6,882	89.8%
医療・社会福祉・保健衛生関係	1,420	271	1,944	3,635	2,283	62.8%	194	5.3%	160	4.4%
専門的サービス関係	22	3	526	551	236	42.8%	283	51.4%	272	49.4%
情報関係	132	10	262	404	113	28.0%	223	55.2%	213	52.7%
事務関係	0	0	424	424	85	20.0%	312	73.6%	307	72.4%
営業・販売関係	295	4	194	493	137	27.8%	99	20.1%	122	24.7%
技術関係	19	3	364	386	184	47.7%	137	35.5%	76	19.7%
製造関係	11	0	23	34	11	32.4%	0	0.0%	1	2.9%
大学・専門学校等の講座関係（※2）	962	43	668	1,673	99	5.9%	587	35.1%	556	33.2%
合計	2,861	573	11,833	15,267	3,149	20.6%	9,199	60.3%	8,589	56.3%

（※1）：「土日」「夜間」のカリキュラムが含まれる講座（例：土日や夜間のみ開講する場合や、土日、夜間を選択することができる場合を含む）。

（※2）：専門実践、特定一般では、文部科学大臣認定講座（職業実践専門課程、職業実践力育成プログラム、キャリア形成促進プログラム）として審査、指定したものを計上。一般では、修士もしくは博士の学位等の取得を目標とした講座として審査、指定したものを計上。

指定講座の状況（都道府県別・実施方法別）（令和5年10月1日時点）

○ 通信講座（e-ラーニング含む）の割合は全体で2割程度だが（P6参照）、指定講座数の最も多い東京都における割合は4割程度と平均を大きく上回っている。



教育訓練給付制度における地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大について

人材開発統括官

若年者・キャリア形成支援担当参事官室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

教育訓練給付の概要

労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	受講費用の50%（上限年間40万円）を6か月ごとに支給。 ※ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合、受講費用の20%（上限年間16万円）を追加支給。	受講費用の40%（上限20万円）	受講費用の20%（上限10万円）
支給要件	○ 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 ○ 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合、専門実践教育訓練給付は2年以上、特定一般教育訓練給付・一般教育訓練給付は1年以上）		
講座数	2,861講座	573講座	11,833講座
受給者数	35,906人（初回受給者数）	3,056人	78,226人
講座指定要件	次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの ① 業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程 ② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ③ 専門職大学院 ④ 大学等の職業実践力育成プログラム 文部科学省連携 ⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 ⑥ 第四次産業革命スキル習得講座 経済産業省連携 ⑦ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程	次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 ② 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携	次のいずれかの類型に該当する教育訓練 ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの 〔民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等〕

（注）講座数は2023年10月時点、受給者数は2022年度実績。

教育訓練給付の講座指定の対象となる主な資格・試験など

輸送・機械運転関係

大型自動車第一種・第二種免許
中型自動車第一種・第二種免許
大型特殊自動車免許
準中型自動車第一種免許
普通自動車第二種免許
フォークリフト運転技能講習
けん引免許
車両系建設機械運転・玉掛・小型移動式クレーン・高所作業車運転・床上操作式クレーン・不整地運搬車運転技能講習
移動式クレーン運転士免許
クレーン・デリック運転士免許

情報関係

第四次産業革命スキル習得講座
ITSSレベル3以上(120時間以上)の資格取得を目指す講座(シスコ技術者認定資格等)
ITSSレベル3以上(120時間未満)又はITSSレベル2以上の資格取得を目指す講座(基本情報技術者試験等)
ITパスポート
Webクリエイター能力認定試験
Illustratorクリエイター能力認定試験
CAD利用技術者試験



専門実践教育訓練給付

最大で受講費用の70%〔年間最大56万円〕を受講者に支給



特定一般教育訓練給付

受講費用の40%〔上限20万円〕を受講者に支給



一般教育訓練給付

受講費用の20%〔上限10万円〕を受講者に支給

専門的サービス関係

キャリアコンサルタント

社会保険労務士試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定試験
行政書士、税理士
中小企業診断士試験
通関士、マンション管理士試験
司法書士、弁理士
気象予報士試験
土地家屋調査士

司書・司書補
産業カウンセラー試験
公認内部監査人認定試験

事務関係

Microsoft Office Specialist 2016
VBAエキスパート
簿記検定試験(日商簿記)
日本語教員、IELTS
日本語教育能力検定試験
実用英語技能検定(英検)
TOEIC、VERSANT、TOEFL iBT
中国語検定試験
HSK漢語水平考試
「ハングル」能力検定
建設業経理検定

医療・社会福祉・保健衛生関係

介護福祉士(介護福祉士実務者研修を含む)
社会福祉士
保育士
看護師、准看護師、助産師
精神保健福祉士、はり師
柔道整復師、歯科技工士
理学療法士、作業療法士
言語聴覚士、栄養士
管理栄養士、保健師
美容師、理容師
あん摩マッサージ指圧師
きゅう師、臨床工学技士
視能訓練士
臨床検査技師

主任介護支援専門員研修
介護支援専門員実務研修
介護福祉士実務者研修
介護職員初任者研修
特定行為研修
喀痰吸引等研修
福祉用具専門相談員
登録販売者
衛生管理者免許試験

医療事務技能審査試験
医療事務認定実務者(R)試験
調剤薬局事務検定試験
健康管理士一般指導員
資格認定試験
メンタルヘルス・マネジメント
検定試験

営業・販売関係

調理師

宅地建物取引士資格試験

インテリアコーディネーター
パーソナルカリスト検定
ソムリエ呼称資格認定試験
国内旅行業務取扱
管理者試験

技術関係

測量士補、電気工事士
航空運航整備士
自動車整備士
海技士

電気主任技術者試験
建築士
技術士
土木施工管理技術検定
建築施工管理技術検定
管工事施工管理技術検定
電気通信工事担任者試験

製造関係

製菓衛生師

パン製造技能検定試験

大学・専門学校等の講座関係

職業実践専門課程
(商業実務、文化、工業、衛生、動物、情報、デザイン、自動車整備、土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・家政、医療、経理・簿記、電気・電子、ビジネス、社会福祉、農業など)

職業実践力育成プログラム
(保健、社会科学、工学・工業など)

キャリア形成促進プログラム
(医療、文化教養、商業実務関係)

専門職学位
(ビジネス・MOT、教職大学院、法科大学院など)

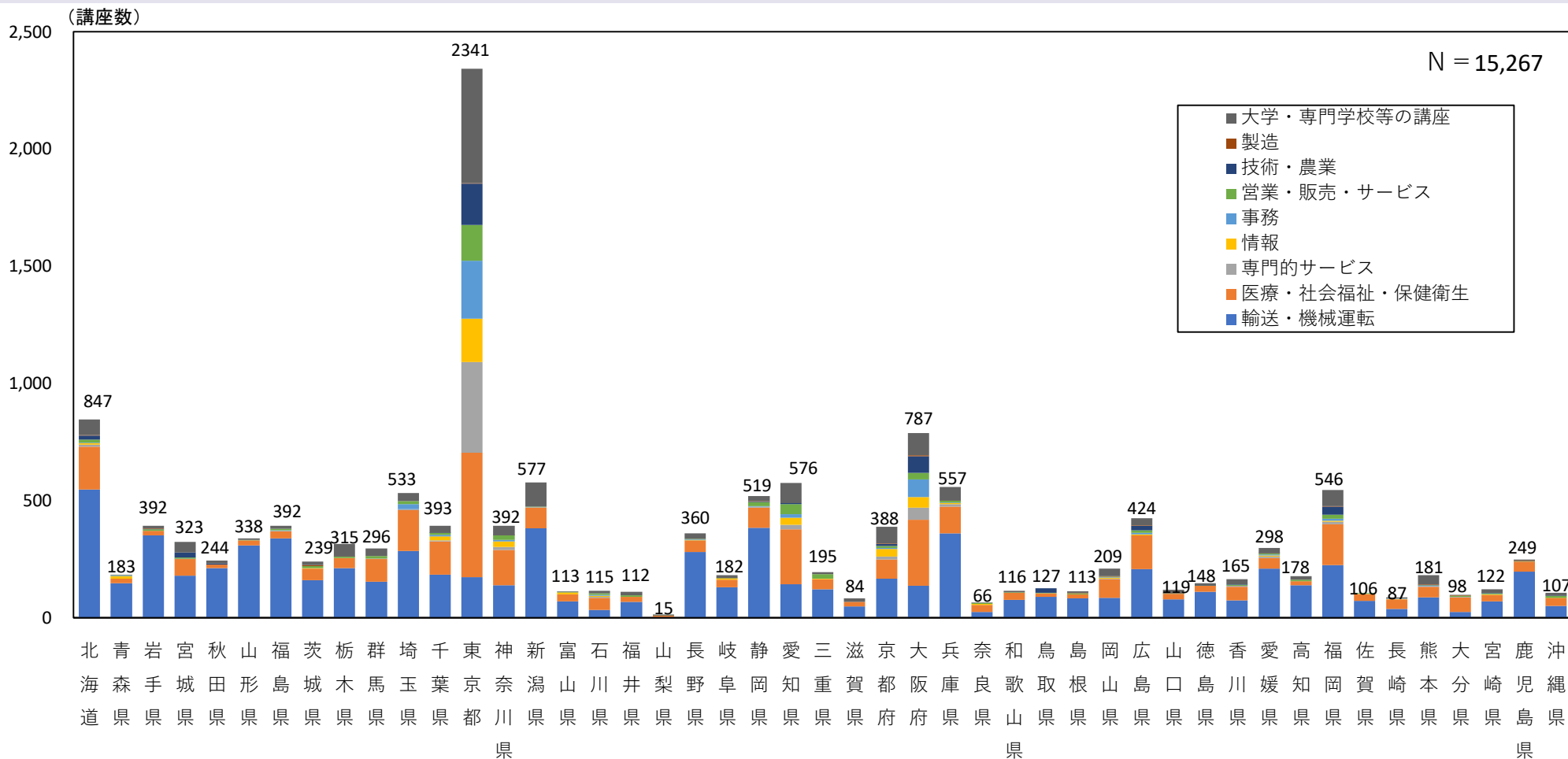
短時間の職業実践力育成プログラム
(人文科学・人文)

短時間のキャリア形成促進プログラム
(文化教養関係)

修士・博士
履修証明
科目等履修生

指定講座の状況（都道府県別・分野別）（令和5年10月1日時点）

- 地域によって指定講座数にばらつきがみられるが、最も多い東京都が約2,300講座と全体の約15%を占め、続いて北海道、大阪府、新潟県、愛知県の前順に多くなっている。
- 東京都の指定講座を分野別にみると、特に「専門的サービス関係」「情報関係」「技術関係」では指定講座の4～5割が東京都の教育訓練機関により実施されている。



資料出所：厚生労働省「教育訓練給付の指定講座に係る行政記録情報」より若年者・キャリア形成支援担当参事官室で作成

都道府県別の教育訓練給付の受給者数・支給額について（令和４年度）

○ 居住地別の受給者数について、専門実践教育訓練給付初回受給者、特定一般及び一般教育訓練給付受給者の合計は約11万7千人となっており、最も多い東京では約1万8千人で全体に占める受給者割合は約15%となっている。

○ 都道府県別の教育訓練給付の受給者数・支給額（2022年度）

都道府県番号	都道府県名	専門実践（初回受給者数） （※１）	専門実践（延べ受給者数） （※２）	支給額（千円）	特定一般＋一般	支給額（千円）	都道府県番号	都道府県名	専門実践（初回受給者数） （※１）	専門実践（延べ受給者数） （※２）	支給額（千円）	特定一般＋一般（受給者数）	支給額（千円）
1	北海道	1,380	3,431	389,441	3,816	273,308	25	滋賀県	318	702	99,725	726	58,234
2	青森県	234	702	73,896	595	61,944	26	京都府	642	1,741	289,030	1,616	286,104
3	岩手県	295	605	55,629	983	41,382	27	大阪府	3,002	8,051	1,208,116	5,905	737,137
4	宮城県	407	1,094	160,285	1,354	112,512	28	兵庫県	1,709	4,403	620,135	3,803	479,161
5	秋田県	178	411	31,559	588	10,950	29	奈良県	378	926	116,608	681	101,747
6	山形県	155	409	43,506	702	27,934	30	和歌山県	174	385	42,780	637	25,239
7	福島県	271	707	84,568	1,118	91,299	31	鳥取県	89	273	36,817	344	33,434
8	茨城県	612	1,677	216,920	1,448	186,410	32	島根県	121	353	43,623	373	45,572
9	栃木県	454	1,196	149,356	1,182	114,921	33	岡山県	408	1,020	120,145	1,223	136,034
10	群馬県	508	1,554	197,209	1,218	152,376	34	広島県	699	1,902	219,840	1,935	184,859
11	埼玉県	2,316	6,205	979,814	5,019	706,295	35	山口県	268	724	73,401	725	41,710
12	千葉県	1,605	4,397	663,289	3,885	355,656	36	徳島県	146	339	38,071	425	29,540
13	東京都	6,349	17,303	3,125,375	11,456	1,573,229	37	香川県	268	916	125,619	559	145,662
14	神奈川県	3,503	8,522	1,297,631	6,501	632,835	38	愛媛県	422	996	110,033	787	107,543
15	新潟県	343	888	128,356	1,672	145,172	39	高知県	121	450	66,650	420	95,393
16	富山県	152	301	32,304	537	10,429	40	福岡県	1,650	4,912	656,617	2,902	621,736
17	石川県	222	554	58,305	461	50,776	41	佐賀県	298	1,148	135,329	350	81,544
18	福井県	166	333	26,327	516	11,916	42	長崎県	314	894	93,452	449	55,109
19	山梨県	126	354	40,548	269	46,775	43	熊本県	418	1,257	146,517	1,060	132,614
20	長野県	380	885	97,055	1,315	73,360	44	大分県	271	830	99,166	564	74,812
21	岐阜県	285	985	123,481	1,032	117,292	45	宮崎県	294	923	105,227	544	63,107
22	静岡県	796	1,894	216,841	2,239	169,667	46	鹿児島県	457	1,328	155,077	720	168,909
23	愛知県	1,848	4,766	717,814	4,988	601,272	47	沖縄県	511	1,743	240,269	564	260,519
24	三重県	343	912	115,924	1,076	104,312		全国計	35,906	96,301	13,829,376	81,282	9,628,770

（※１）（※２）：専門実践教育訓練給付は6月ごとに支給している。「専門実践（初回受給者数）」は2022年度に1回目の支給を受けた者。「専門実践（延べ受給者数）」は2022年度中に支給を受けた延べ人数。

（注）：全国計は決算値であり、各都道府県分は業務統計値であるため、各都道府県の合計は全国計に一致しない。

教育訓練給付制度における地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座拡大の取組

【背景】

- 主体的なリ・スキリングによる能力向上支援の充実に向けて、労働者が厚生労働大臣が指定する講座を受講、修了した場合にその費用の一部を雇用保険から支給する教育訓練給付制度の指定講座の拡大が求められている。^(※)
- 一方で、労働政策審議会では、教育訓練給付の指定講座について地域ごとの偏りが指摘されているところ。

【対応】

こうした状況に対応するため、

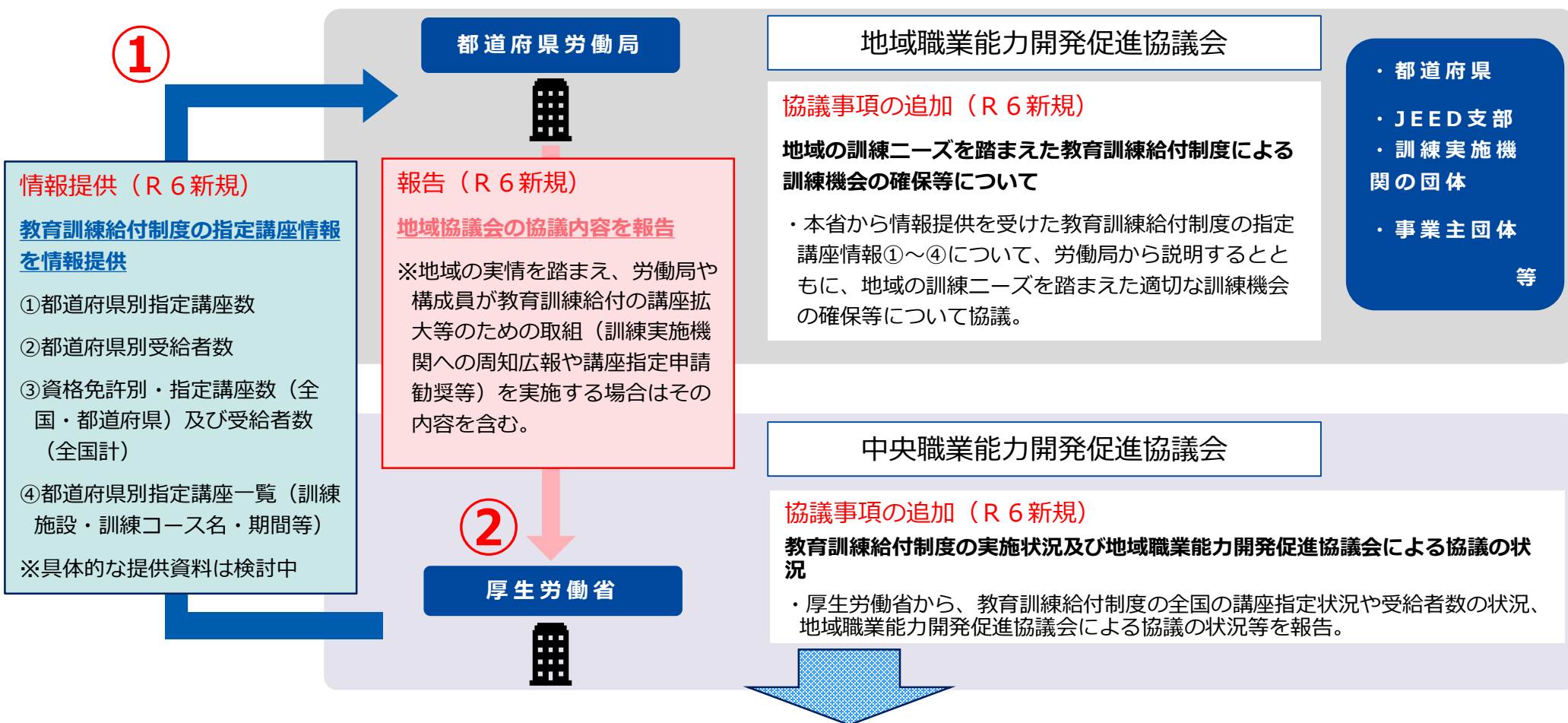
- 地域職業能力開発促進協議会を通じて地域毎の訓練ニーズ等を把握
 - 把握した訓練ニーズの高い分野や地域の教育資源が十分に活用されていない分野等の業界団体や訓練実施機関に対して、厚生労働省から教育訓練給付制度の周知広報や講座指定申請勧奨などを実施
- 等により、地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大をはかる。

※ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」令和5年6月16日閣議決定（抜粋）

- ・ 「リ・スキリングによる能力向上支援」については、現在、企業経由が中心となっている在職者への学び直し支援策について、5年以内を目途に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるよう、個人への直接支援を拡充する。
- ・ デジタル分野へのリ・スキリングを強化するため、専門実践教育訓練について、デジタル関係講座数（179講座（本年4月時点））を、2025年度末までに300講座以上に拡大する。

教育訓練給付制度における地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大

- リ・スキリングによる能力向上支援を推進するため、地域職業能力開発促進協議会を活用して教育訓練給付制度にかかる地域の訓練ニーズを把握するとともに、指定講座の拡大により訓練機会を確保する。



- 地域職業能力開発促進協議会や中央職業能力開発促進協議会の議論を踏まえ、訓練ニーズの高い分野や、地域の教育資源が十分に活用されていない分野等の業界団体や訓練実施機関に対して、**厚生労働省から教育訓練給付制度の周知広報や講座指定申請勧奨などを実施。**